

12月 1 日 (水)

令和 3 年 12 月 1 日 (水曜日)

午前10時0分開議

出席議員 (36名)			
2番	坂本康郎	(公明党宮崎県議団)	
3番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)	
4番	山内佳菜子	(県民連合宮崎)	
5番	武田浩一	(宮崎県議会自由民主党)	
6番	山下寿	(同)	
7番	窪菌辰也	(同)	
8番	佐藤雅洋	(同)	
9番	安田厚生	(同)	
10番	日高利夫	(同)	
11番	川添博	(同)	
13番	中野一則	(同)	
14番	凶師博規	(無所属の会 チームひびか)	
15番	有岡浩一	(郷中の会)	
16番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)	
17番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)	
18番	岩切達哉	(県民連合宮崎)	
19番	井本英雄	(宮崎県議会自由民主党)	
20番	横田照夫	(同)	
22番	山下博三	(同)	
23番	右松隆央	(同)	
24番	西村賢	(同)	
25番	二見康之	(同)	
26番	日高陽一	(同)	
27番	井上紀代子	(県民の声)	
28番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)	
29番	田口雄二	(県民連合宮崎)	
30番	満行潤一	(同)	
31番	太田清海	(同)	
32番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)	
33番	野崎幸士	(同)	
34番	徳重忠夫	(同)	
35番	日高博之	(同)	
36番	星原透	(同)	
37番	蓬原正三	(同)	
38番	丸山裕次郎	(同)	
39番	濱砂守	(同)	
欠席議員 (1名)			
21番	外山衛	(宮崎県議会自由民主党)	

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	永山寛理
総合政策部長	松浦直康
政策調整監	渡辺善敬
総務部長	吉村久人
危機管理統括監	小田光男
福祉保健部長	重黒木清
環境森林部長	河野譲二
商工観光労働部長	横山浩文
農政水産部長	牛谷良夫
県土整備部長	西田員敏
会計管理者	横山幸子
企業局長	井手義哉
病院局長	桑山秀彦
財政課長	石田渉
教育長	黒木淳一郎
警察本部長	佐藤隆司
監査事務局長	阪本典弘
人事委員会事務局長	福嶋清美

事務局職員出席者

事務局局長	酒匂重久
事務局次長	日高国民一
議事課長	児玉洋一
政策調査課長	鬼川真治
議事課長補佐	関谷幸二
議事担当主幹	佐藤亮子
議事課主査	内田祥太
議事課主事	山本聡

◎ 一般質問

○濱砂 守副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。通告に従い、順次お伺いしてまいります。

まず、東京ビル再整備計画についてであります。

東京都千代田区に立地する宮崎県東京ビルは、本県出身の学生寮、職員宿舎、フロンティアオフィス等の機能を有し、首都圏における本県の施策推進のための重要な戦略拠点としての役割を担っております。

私は平成25年、29年度の2回の一般質問において、昭和47年に建築されてから40年経過し、所期の目的から大きく時代が変化していく中で、共同風呂、共同トイレ、男性だけの学生寮など時代に合わない施設となり、稼働率の低さと、希少な土地でありながら建蔽率の低さも指摘し、時代に合った建物にすべしと提案してまいりました。

当時の提案から9年が経過し、今回、東京ビル再整備計画が進められることに感謝申し上げます。

東京ビルのある千代田区九段南地域周辺は、皇居にもほど近く、オフィスや高級マンションが建ち並ぶ非常に閑静なエリアであり、中でも本県の東京ビルは、駅からも非常に近い、得難い場所に立地しております。

そこで、現在の東京ビル周辺の地価公示価格

について、総務部長にお伺いします。

また、今回示されております東京ビル再整備事業の実施計画の具体的内容もお伺いし、この後、質問者席より行います。(拍手)〔降壇〕

○総務部長(吉村久人君)〔登壇〕お答えいたします。

まず、東京ビル周辺の地価公示価格についてであります。

東京ビルに近い標準地における国土交通省地価公示価格は、平米単価113万円、坪単価にしますと372万9,000円となっております。

なお、この坪単価に東京ビルの敷地坪数を乗じますと、およそ16億2,200万円であります。

次に、東京ビル再整備事業についてであります。

本事業は、敷地の容積率を最大限用いて、県施設と民間施設を併せ持つ合築ビルとして建物を再整備し、県の財政負担の軽減と、ビルの機能の維持・向上を図るものであり、本年3月に基本計画を策定しております。

整備に当たっては、現在の東京ビルの機能を引き続き維持するため、職員宿舎や学生寮、フロンティアオフィスなどの県施設部分として、建物全体およそ7,000平方メートルの半分程度の使用を想定しております。

また、民間施設の機能については、再整備を行う事業者の公募の中で提案を求めていくこととしております。以上であります。〔降壇〕

○山下博三議員 平成25年時で、私が当初質問したときの坪当たり単価が259万円でありましたので、その差5億円の資産価値が上がったということになります。

延床面積約7,000平方メートルのうち、県の買取り面積が約半分とのことですが、県と

して約50年ぶりの東京ビル建設になります。募集要項の中に、平成18年以降7,000平米の建築実績、総合評定値1,200点以上、これは大手ゼネコンのことだろうと思いますが、東京ビル再整備事業の募集要項の内容と県内企業の参加が可能か、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 東京ビル再整備事業では、ビル解体や設計、建設、完成後の民間施設の所有及びマネジメントなどの業務が必要となることから、募集要項においては、事業内容のほか、応募者の参加資格要件に関する事項などを示しております。このうち、参加資格要件としては、公正な競争や適正な業務執行を確保するため、県の入札参加資格の認定を受けている者であることや、一定の業務実績を有することなどを掲げております。

事業者の選定に当たっては、県内企業の参加が含まれる提案を評価する方針であり、また、規模の小さな企業が参加しやすくするなどの工夫を行っておりますので、様々な形で県内企業が関わっていただくことを期待しております。

○山下博三議員 都心の中でも非常に利便性の高い東京ビルの周辺は、防火地域に指定されており、従来は倒壊や延焼を防止する観点から木材の利用が制限され、なかなか木材をふんだんに活用しようという発想にはならなかったところでした。

しかしながら、近年の建築基準法の改正により、耐火構造とすべき木造建築物の高さの制限が緩和されるなど、防火地域も含めた都市部の市街地において、中高層建築物を木造・木質化できる範囲が拡大されており、既に民間で取り組まれた事例も出てきているようでありまして、東京ビルにおいて、いろいろな利用が可能になるのではないかと考えているところです。

そこで、本県東京ビルのような首都圏の高層ビルにおいて、建築基準法改正に伴い、どのような木材の利用方法が可能となったのか、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（河野譲二君） 建築基準法では、建築物の火災から人命等を保護するため、各種の防火規定が定められており、首都圏などの防火地域においては、柱やはり、壁等の主要構造部を耐火構造とすることなどが求められています。

一方、木材利用の観点から、段階的に防火規定の見直しが行われており、木材を石膏ボードで被覆した耐火部材等の活用による高層建築物の木造化をはじめ、柱やはり等の構造部材をそのまま見せる利用方法も可能となるなど、都市部での建築物において、木材が利用できる範囲が拡大しております。

このようなことから、本年10月には、東京銀座において、CLTや耐火集成材をふんだんに活用した木造と鉄骨造のハイブリッド構造による12階建て商業テナントビルが建設されるなど、民間による先導的な事例も出てきております。

○山下博三議員 ありがとうございます。

答弁にありましたとおり、東京ビルにおいても多くの木材が使用されることが期待される所でございます。

今回の東京ビル再整備事業において、仮に基本計画で示されているイメージ図を用いますと、県施設部分の床面積3,763平米の内装に木材を利用した場合、県産材利用推進基本方針に基づく木材使用料の目標値は、少なくとも75立米程度になると伺っております。

県では、公募型プロポーザル方式による事業者の募集を既に開始しておりますが、この事業

者選定基準によりますと、総配点200点のうち、価格に対する評価の配点が100点、価格以外に対する評価が100点、そのうち県産材利用等、県勢発展への寄与に関する評価の配点がたった10点となっております。私は、この基準では県産材が利用されないのではないかと心配いたしております。

そこで、今後、事業者に対し、県産材を積極的に活用することを求めることができないのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 要求水準書にも示しております「県産材利用推進に関する基本方針」では、床面積1平米当たり0.02を乗じた立米数の木材使用が目標とされており、今回の県施設部分について計算しますと、議員お示しのとおり、約75立米の木材を使用することが目標となります。議員の御指摘を踏まえ、今後、事業者に対し県産木材の使用の提案を考えていただくに当たりましては、意見交換会等の中で、目標とすべき数値を示した説明書を改めて作成し配付するなど、県の考え方を分かりやすく具体的に提示し、県産材活用に向けた本県の考え方をしっかりと説明し、取組を促してまいります。

○山下博三議員 今からプロポーザルの参加事業者との打合せが始まると思いますので、県産材の利用を強く求めていただくことを希望しておきます。

これまでと比べ、都心部においても、かなり木材を利用しやすくなったということだと思いますので、今回の東京ビル再整備においても、いろいろな利用が可能になるのではないかと考えております。

山は、祖父が木を植え、おやじが育て、孫が木を切るということで3代かかるとも言われております。

本県は、黒木博知事時代の昭和30年代から40年代にかけて、急速に拡大造林が行われてまいりました。この頃、年間1万2,000ヘクタール以上の植林がなされており、本県が林業県として30年間、杉丸太生産日本一を誇る、一代目としての山の礎をつくっていただきました。黒木博知事時代に植林された面積は、約19万7,000ヘクタールとも言われております。

元林野庁長官であった松形祐堯知事の時代には、林道等の林内路網の整備や、その頃まだ全国的にも少なかった製材所への木材乾燥機の導入など、生産体制の整備にいち早く取り組まれ、全国一の製材所、加工施設の充実に取り組まれたのが2代目の松形知事であったと思います。

県土の76%以上、森林蓄積量1億4,000万立米の資源に成長してきました。歴代の先人がつくり上げた財産を、いよいよ3代目の河野知事の代に生かせるときが来ております。

平成22年に137万立方メートルであった県内の杉丸太生産量は、10年後となる令和2年には173万立方メートルに及んでおり、外材を含む製材品全体の出荷量においても、この年から広島県を抜いて日本一となり、その7割以上を県外に出荷している木材供給県でもあるわけですから、さらなる利用拡大に向けて、大消費地でその良さや新しい利用方法をしっかりとPRすることが大事であります。

そうした意味からも、延床面積3,500平米の県有施設、職員住宅、学生寮、フロンティアオフィス、会議室等や、机、椅子等、アイデアを凝らした利用の仕方があると思います。

今回の東京ビルの再生を大きなチャンスとして、ビル内の情報発信スペースやエントランス等の県が所有する部分をモデルルームのように

して、木のぬくもり、安らぎを伝える木材をフル活用することで、需要拡大の拠点としてPRすることが、3代目となる河野知事の役割ではないでしょうか。

そこで、東京ビル再整備事業において、県産材を最大限活用すべきではないかと考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） これについては、重要な御指摘と受け止めております。

まず、東京というものが人、物、金、情報が集中する情報発信拠点であります。この新しい東京ビルというものが、そういう首都圏における本県の施策推進のための重要な戦略拠点、情報発信拠点としての役割が期待されているところでもあります。

今、御指摘がありましたように、先人の御努力により、本県が、杉の素材生産量が長きにわたり日本一を誇る、日本有数の林業県となってきたわけでありまして、県産木材のPRや需要拡大の役割も重要なものであり、今、県内におきましては、防災庁舎をはじめ、様々な公共施設において木材をもっと使っていこうと、木づかい県民運動等も展開しているところでありまして、情報発信拠点であるこの東京において、もっとそれに力を入れていく、そこは重要なポイントであろうかと考えております。

今回の事業は、県の財政負担にも配慮し、将来にわたる土地の賃貸料収入で県施設を取得する費用を賄うこととし、その範囲で民間からの幅広い提案をいただく手法を取り入れております。

御指摘のありました県産木材の利活用につきましても、民間の実績も踏まえた新しいアイデアが多くいただけることを期待しておりまして、県としましては、選定を目指す民間事業者

に、積極的に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ありがとうございます。

昨日の坂口議員への答弁の中で、4選に向けた固い決意も述べられました。令和8年には供用開始でありますので、知事が無事4選を果たされたら、3代目の大きな実績になるかと思っております。ぜひ宮崎の宝を生かしてください。

次に入ります。

去る10月20日、宮崎カーフェリーが現在建造中の新船の進水式が、広島県因島にある造船所で行われました。ニュース映像を見ますと、本県からは知事をはじめ、中野県議会議長、さらには県経済界を代表する方々が多数出席されており、みやざき大使で漫画家の東村アキコさんが綱を切って進水しました。

そこで、実際に式典に参加された知事に、どのように進水式を感じられたのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） まず、こういった船は、通常、その下半分が水の中につかっているわけでありまして、その全体が陸上に出ている。その巨大な船体、しかも、宮崎カーフェリーのデザインがなされた、塗装がなされた船体が目の前にある。これには非常に圧倒される思いがいたしたところでもあります。

そして、例えば、高速道路にしても、様々な公共施設にしましても、その落成式といいますか、完成の式典では大いなる感動を覚えるわけでありまして、その大きな巨体が水しぶきを上げて海の中に進水していく、それは非常に感動的なものがありました、もう思わず涙が出てくる。

しかも、この宮崎カーフェリーは、新会社の

設立をはじめ、この新船の整備に向けては、ここに至るまで、県議会での御指摘も踏まえて様々な議論があったというその経緯に思いを致すと、大変感慨深いものがあります。

また、私自身は呉に生まれて、造船の町と言われておりました。かつては戦艦大和を生んだというところは、故郷の誇りでもあると。決して戦争があってはならないと考えておりますが、当時、大和の進水式に立ち会った方々の高揚感、感動というものはいかばかりということにも思いを致したところでもあります。

いずれにいたしましても、このカーフェリー新船は、本県の経済の生命線である宮崎―神戸航路を安定的に維持していくため、非常に重要な役割を担うものであります。進水式のその日夕方に私は神戸に参りまして、神戸市長にその状況を報告し、しっかりとこれからも神戸―宮崎航路を維持発展させてまいりたい、そのための連携というものも意見交換してきたところでもあります。

今後、さらにオール宮崎の体制で力を合わせて支援していく必要を強く認識するとともに、決意を新たにしているところでもあります。

○山下博三議員 大変感激されたということでもあります。

これから総合政策部長に6問お伺いしてまいります。

私もニュース映像を見て感動いたしました。同時に2年前の11月議会での宮崎カーフェリー新船造船に対する支援に係る集中審議の情景を思い出しました。

令和元年12月6日の常任委員会合同審査会において、前社長の黒木相談役に御出席いただき、現在の船は、就航して23年を経て老朽化が進んでいる上、トラック積載台数も限られてお

り、農畜産物を中心にトラック業者の希望に応えられないということから、新船に対する期待が大きくなってきたということをお聞きいたしました。大阪南港から神戸港に変更し、黒字が続いていた中で、新船建造のためにどのような思いで新会社への移行を決断されたか、航路維持に対する強い思いを伺いました。

黒木相談役の強い思いに深く感銘を受けながら、議会としても、農業をはじめとする本県経済の生命線としての航路の重要性を強く認識し、より安定した経営が可能となるよう、①今後とも、宮崎市に対して会社経営安定化に向けた支援を働きかけること、②金融団の貸付金利の低減を含め、支払利息の圧縮に向け、さらに取り組むこと、③貸付金が確実に償還されるよう、会社に対して徹底した経営指導を行うことという3点の極めて重い附帯決議をつけて、県の支援を債務負担として承認いたしております。

当時の穂永社長は、議会承認後の12月18日には、広島県尾道市の内海造船株式会社と造船契約を締結し、関連設備も含め、総投資額180億円の新船建造プロジェクトがスタートしました。

昨年10月には、2隻の新船に係る名称が公募され、宮崎にちなんだ名称として「たかちほ」が、神戸にちなんだ名称として「ろっこう」という船名が決定し、今回の進水式であります。

このような経緯を思い起こすとき、ようやくここまでたどり着いたと、深く関わってきた皆さんの御苦勞、御尽力に感謝するとともに、まさにこれからが正念場の宮崎カーフェリーであります。経営陣の皆さんのさらなる尽力を強く求めます。

そこで、「フェリーたかちほ」は内装工事に入っており、もう1隻も3月に進水式を迎える

ということではありますが、今後の新船2隻が就航するまでのスケジュールについて、お伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 新船建造につきましては、10月に進水式を終えました1隻目の「フェリーたかちほ」は、現在、内装工事を進めているところであります。建造工事の完了後、試験運航を経て、来年4月15日の就航予定となっております。

また、2隻目の「フェリーろっこう」につきましては、来年3月の進水式、10月に就航予定であります。

なお、これまでのところ、資材調達などの新型コロナの影響もなく、順調に建造が進んでいると伺っております。

○山下博三議員 来年10月には2隻体制での運航が始まるということでもあります。

野菜や畜産物の出荷が増加し、あふれ台数が増える年末に向けて、輸送量が増強されるということでもあります。来年の冬には、県内のトラック会社の皆さんが安心して利用できることを御祈念いたしております。

一方、165億円と言われる借入金の返済も始まりますが、その大事な時期を控えた中でのコロナ禍であります。

そこで、令和2年度のカーフェリーの決算は、経常損益で4億3,500万円の赤字だったと記憶しておりますが、今年の上期の決算状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 令和3年度上期につきましては、旅客・貨物ともに全国的に、また長期にわたって感染が拡大いたしました新型コロナの第5波の影響を大きく受けており、特に旅客につきましては、人流が抑制されたことで、総旅客数がコロナ前の令和元年度と

比べて約66%の減と、大きく減少しております。

貨物につきましても、新型コロナの影響により経済が停滞したことで、外食需要が大きい牛肉とか酒類をはじめ、貨物の全体量が減少しております。トラック輸送台数が、令和元年度と比べまして約10%の減となっております。

また、世界的な原油高もあり、燃料費が前年度比で約43%の増となっております。経営の大きな負担となっております。

その結果、令和3年度上期の決算におきましては、経常収益は約3億5,000万円の赤字となっております。

○山下博三議員 極めて厳しい上期の決算状況、約3億5,000万円の赤字を受け、下期に向けてどのように収益改善を図ろうとしているのか、お伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 宮崎カーフェリーでは、6月に就任されました郡司新社長を中心に、コロナ禍からの回復と経営安定化のため、様々な取組にチャレンジされているところであります。

まず、旅客対策としましては、徹底した感染防止対策や、PCR検査つきの旅行商品の造成など、安全・安心な船旅を楽しんでもらうための取組に加えまして、コロナ感染が鎮静化した今年10月からは、旅客の回復を図るため、乗用車運賃の半額割引や県民限定の運賃半額割引などを、いち早くスタートされているところであります。

あわせて、来年の新船就航に向けましては、県内外において大型プロモーションを展開し、新たな旅客需要の掘り起こしが図られているところであります。

また、貨物対策といたしましては、季節や曜日に応じた柔軟な運賃設定や、荷主へのトップセールスの実施など、営業活動を強化し、積荷の確保に努められております。

県としましては、これらの経営改善の取組を、宮崎市や神戸市など関係機関とも連携し、しっかりと支援してまいります。

○山下博三議員 私たち県民は、宮崎県経済の生命線である宮崎カーフェリーの存続を強く願っており、そのためにも県のみでなく、県内の市町村や経済界が一つになったオール宮崎県としての取組が重要であると思っております。

新船建造経費として宮崎カーフェリーが借り入れる165億円のうち、県の40億円、宮崎市の5億円を除く120億円の貸付けを行う金融団においても、オール宮崎県の取組で支えていくことを十分に認識いただき、共に支えていくことが重要であります。

県は、さきの3点の附帯決議を踏まえ、宮崎市や金融団に対してどのように取り組んでこられたのか、お伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） まず、宮崎市に対しましては、機会あるごとに、経営安定化に向けた支援を要請してきたところであります。同市におきましては、閑散期の貨物対策の支援のほか、関西エリアからのスポーツ合宿や大会、教育旅行の誘致など、カーフェリーと連携した利用促進に取り組んでおられます。

また、10月には、宮崎市観光協会をはじめ、荷主や物流・観光関係者10団体と2企業で構成いたします長距離フェリー利用促進協議会を開催いたしまして、新船就航に向け、オール宮崎の体制で協力して取り組んでいくことを改めて確認したところであります。

金利につきましては、会社の長期事業計画に

おいて2.5%とされておりましたが、債務負担議案を御承認いただいた際の附帯決議を受けまして、会社における交渉とともに、知事、副知事が直接、金融機関に対して金利の低減を求めたところであります。

その結果、金利は約2%となり、会社からは、6億円を超える負担軽減につながる見込みであると伺っております。

○山下博三議員 ありがとうございます。

2.5%ということをご提案されて、我々議会としても大変紛糾したところですが、2%ということで、その差額6億円が、いわゆる経営改善につながってくる大きな原資になったなと思っております。さらなる努力をしていただくようお願いいたします。

来年から融資貸付金が最大で120億円になりますから、さらなる金利負担軽減には努力していただきますようお願い申し上げます。

上半期も、コロナの影響を受けて大変厳しい中での燃料価格の高騰であります。

トラック輸送事業者の団体である全国トラック協会は、11月9日に国土交通大臣に対して、軽油高騰価格に関する要望書を提出いたしました。

具体的には、燃料高騰分を価格に転嫁するための荷主や関係団体などへの働きかけや、燃料費負担軽減につながる支援制度の創設であります。

一方、国内の旅客船会社の団体である日本旅客船協会でも、今後、国土交通省に対して、港湾施設使用料の引下げ、免除を要請しようとしております。

このような中、萩生田経済産業大臣は、原油高への対策として、予備費を活用して機動的に対応していくこととしております。

また、松野官房長官は、農業、漁業、輸送業など関係業界への支援や、自治体が地域の実情に応じて対策を行う際の支援策を講じていくと表明されました。いずれも、年末年始に間に合わない補正予算ではなく、より機動的に実施が可能な予備費で対応するというものであります。

そこで、県として、燃料高騰の現状をどのように認識しているのか、また、港湾施設の使用料の免除を含めどのように対応していくのか、お伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 長引く新型コロナウイルスの影響に加えまして、燃油価格の高騰により、基幹産業である農林水産業や交通・物流分野など、本県の経済や県民生活が大きな影響を受けております。特に、コロナ禍と燃油高騰による厳しい経営環境の中、本県経済の生命線である長距離フェリー航路を安定的に維持していくことは大変重要でありますので、国の新たな経済対策も踏まえながら、必要な対策を検討してまいります。

また、港湾施設使用料の減免につきましても、宮崎カーフェリーだけでなく、同じく県の物流を担う県トラック協会からも要望を受けておりまして、現在、関係部局間で検討を進めているところであります。

○山下博三議員 国内で猛威を振るった新型コロナウイルスの第5波では、ワクチン接種の普及に伴い、一時期の感染拡大の状況からは脱し、今後、3回目のブースター接種の拡大や、口から飲む治療薬の開発・普及など、ウイズコロナ期に移行するものと言われております。

新船は、旅客定員が現在よりも100名少ないものの、個室率が大きく向上し、トラックは現在よりも30台多い163台の大型トラックが積載可能

ということであります。

ぜひともコロナ禍のピンチをチャンスに変えて、積極的な営業展開を図ることで、県民が安心して見守ることができる経営体制を構築することが極めて重要であります。

コロナ禍からの回復が進みつつある中で、今後の物流・観光面から、本県経済への新船就航効果はどれくらい期待されるのか、お伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 新船就航の効果につきましては、物流・観光両面で大きな経済効果が期待できるものと見込んでおります。

まず、物流面におきましては、船の大型化によりまして輸送力が増強され、農畜産物などの安定的な輸送を確保することが可能となります。

また、ドライバーズルームの完全個室化により、物流を担うトラックドライバーの労働環境の改善につながるなど、産業分野における効果が期待されるところであります。

次に、観光面につきましては、大幅な個室化やペットと泊まれる部屋の設置など、時代に合った旅客ニーズに対応するとともに、船上コンサートや市町村と連携した船上イベントなど、移動そのものが楽しみとなる船旅ならではの魅力と独自性を高めることで、新たなターゲットの取り込みや観光客の増につながるものと期待しております。

○山下博三議員 新船就航効果への期待は大きいものがあるということであります。その期待を現実のものとするためには、フェリー業界やトラック業界に関する知識や経験と、関係者との信頼に基づく連携や協調が不可欠であります。

これまで50年にわたって培ってこられた黒木

相談役のノウハウは、計り知れない財産であり、その真価が生かせるのは、まさに新船就航後であります。

そこで、県に対し積極的に経営に参画するよう求めた附帯決議を踏まえて、取締役として経営に携わっておられる日隈副知事の新船就航後の経営に向けた考え方を伺いたします。

○副知事(日隈俊郎君) 長距離フェリー航路は、本県の主力であります農畜産物等の県産品を大消費地へ安定的に輸送するとともに、県外からの誘客にも重要な役割を担う、まさに本県経済の生命線であると考えております。

このような航路の重要性を踏まえ、その長期的かつ安定的な維持に向けまして、事業再生や新船建造の推進に取り組んでいるところでありますが、私自身、このプロジェクトにつきましては、事業再生の段階から深く関わりまして、再生に向け厳しい交渉を重ねるなど大変苦労した思いもありますので、今年6月、社外取締役に就任して以降、強い決意を持って経営に参画しているところであります。

今後は、来年4月の就航に向け、新船建造を着実に進めるとともに、コロナ禍による景気低迷からの回復を図り、経営安定を目指す重要な段階となってまいりますので、まずは旅客の回復と積荷の確保に積極的に取り組んでいく必要があるものと考えております。

このため、引き続き、県内経済界をはじめとする関係者との緊密な連携の下、オール宮崎体制、全体の調整役として、経営の安定に向け、しっかりと取り組んでまいります。

○山下博三議員 よろしくお伺いいたします。

それでは次に、都城盆地農業水利事業について、農政水産部長に8問お伺いしてまいります。

幹線水路を整備する国営都城盆地農業水利事業は、昭和62年度から始まり、856億円の事業費を投じて、平成22年度に完了いたしております。

幹線からそれぞれの圃場までの水路を整備する県営事業は、平成3年度から開始され、現在の実施地区では令和6年までの計画となっております。

これまで整備された施設を適正に維持管理し、安定的な水供給を図るため設立された組織が、都城盆地土地改良区であります。

土地改良区には全部で52の地区がありますが、事業が完了しているのは12地区で、水利用が可能な面積は1,279ヘクタールであります。

そのうち、実際に水が利用されているのは88.7ヘクタールで、水利用率は6.9%となっております。

そこで、県営工事の現在の進捗はどうなっているのか、また、整備完了まであと何年必要と見込んでおられるのか、お伺いいたします。

○農政水産部長(牛谷良夫君) 都城盆地地区の県営事業では、ファームポンドなどの国営施設から圃場までをつなぐ支線水路や、給水栓の設置などの整備に取り組んでおります。

全体で52地区が計画され、令和2年度までに全体受益面積の約60%、31地区の約2,400ヘクタールで事業を進めており、そのうち約2,100ヘクタールが整備済みであります。

完了時期につきましては、現時点の計画では令和14年度までに全ての県営事業を完了する予定としております。

○山下博三議員 未着手地区が全体の40%もあるということではありますが、事業実施に向けた同意取得の状況はどうなっているのか、また、同意取得が進まない理由は何か、お伺いいたし

ます。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 事業実施に当たっては、地元農家や関係市町から成る各地区の事業推進協議会が中心となって、県も支援しながら、事業化に向けた同意取得に取り組んでおります。

しかしながら、農家の高齢化や土地持ち非農家の増加に加え、畑地かんがい施設と区画の拡大を行う圃場整備を一体的に整備する地区においては、全ての地権者の同意を取得する必要がありますことから、事業負担金や相続問題のほか、不在地主の土地が存在するなど同意取得に苦慮していると伺っております。

○山下博三議員 土地改良区理事会終了後、私は、畑にどのような作物が栽培されているのかを確認するため、地域の畑地を巡回して関係者の皆さんとも意見交換を行ってまいりました。

驚いたのは、県営事業が完了して水がいつでも使えるにもかかわらず、作物の作付がされていない圃場が散見されているということでありました。

畑地かんがい事業実施地域で作付されていない農地、いわゆる未利用農地はどれぐらいあるのか、また、なぜ利用されていないのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 都城盆地畑地かんがい営農推進協議会が令和2年に行った作付調査の結果では、事業着手面積のうち作付がされていない農地が約14%、荒廃農地が約3%、合わせて約17%、約400ヘクタールが未利用農地となっております。

これは、高齢化による担い手の減少や、耕作者の農地が点在し効率化が図られていないことなどが主な要因であると認識しております。

このため、農地中間管理事業を活用し、担い

手への農地の集積・集約を進めるなど、関係機関が一体となって、整備された農地の利用率の向上に取り組んでいるところであります。

○山下博三議員 未利用農地が400ヘクタールもあるということであります。

私はこれまで、畑地かんがい事業を推進する応援団の一人として、様々な課題の解決に取り組んでまいりました。整備された農地が利用されず枯れ果てている現状を見て悲しくなり、涙があふれる思いであります。どうしても利用できない事情があるのであれば、農業関連の用途や地域振興施策への活用も柔軟に検討することが必要であります。

都城盆地土地改良区の受益地は、平成11年には3,966ヘクタールでありました。その後、ハウスや畜産といった農業用施設への用途変更や、宅地など農業以外の用途とするための除外などがあり、78ヘクタールが減少しております。

土地改良区によると、用途変更や除外を行う際に、国や県は同面積以上の代替地を新たに編入するよう指導を行っているということであります。

しかし、当初、事業計画を策定する際には、採択のための面積要件をクリアするため、地域全体を受益地としており、新たな代替地はそう簡単に見つかるものではなく、用途変更や除外にも時間がかかること、また、一部断念しているということであります。

先日、都城志布志道路の開通について、3年後には全線開通するとの見通しが公表されました。

この整備により、都城盆地地区の受益面積が、今後、約20ヘクタール減少するということでもあります。公で進める工事等につきましては、面積の減少に伴う代替地の確保は求められ

ておりません。

しかし、農家の畜舎の建設など、農村社会における第1次産業の取組において、受益地が減る場合には様々な条件が課されており、何とも不条理だと感じているところではありますが、都城盆地地区の受益地の減少に伴う代替地の在り方についてどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 受益地の除外につきましては、関係市町や土地改良区などで構成する都城盆地農業農村整備事業促進協議会において、用水計画等に支障がないよう、関係する市町が代替地を確保するよう定めております。

県としましては、受益地の減少は、整備された施設の機能や土地改良区の運営に影響を及ぼしますことから、代替地の確保は重要であると考えておりますが、確保が難しい場合などもありますので、事案ごとに実情に合った運用がなされるよう、速やかに市町、土地改良区など関係機関と調整を図ってまいります。

○山下博三議員 都城盆地の令和元年度農業産出額は925億円であります。これは、本県産出額の27%を占めております。中でも、畜産部門が767億円で、地域の83%と畜産に特化した生産構造となっております。そして、飼料生産はほとんど行わない、豚や鶏が産出額の55%を占めております。

このような生産構造の中で、畑地かんがい施設の利用を拡大していくためには、水を利用する作目の導入と作付の拡大が重要であります。

しかし、土地改良区は、土地改良区施設の適切な維持管理を通じて農業振興を支える組織であり、水利用の啓発には取り組んでいるものの、自らが営農体系を変革することは困難であ

ります。

地域の営農体系を変革するには、県や市などの行政や関係団体が一体となって、本気で地域農業の在り方を考えていかなければならないと思います。

整備した基盤を活用して収益性の高い農業を展開するために、新品目や施設園芸など新たな営農体系の導入について、行政・関係団体と一体となって本気で検討すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 都城盆地地区では、大規模法人によるニンニクなどの新品目の導入や、水利用により収量・品質の向上が期待されるショウガなどの面積が拡大しております。

また、水田から畑かん受益地へ移転し、収量が向上したイチゴや、ハウス内湿度の調整により、薬剤の使用料が減少した施設キンカンなど、畑地かんがいの効果的な利用が拡大しております。

畑地かんがいは、天候に左右されない計画的な作付による輪作体系の確立や施設園芸の展開など、水を利用した様々な営農が可能になりますことから、スマート農業技術を活用した施設園芸の拡充や、土地利用型農業における高収益作物の産地化など、積極的な水利用による畑作営農の振興に、市町やJA、関係機関などとの連携を強化し、取り組んでまいります。

○山下博三議員 先般、地域の農業生産法人から、畑地かんがい用水を野菜の洗浄用に利用できるようにしてほしいという要望が国になされました。

国からは、受益者が圃場外で使用する作物の野菜洗浄については、営農上必要な用水であることから、目的外利用とはならないという回答

を得られました。

しかし、その条件として、受益地内で収穫された野菜の洗浄に限ることや、使用規定を定めて運用することなど、一定の要件が課されています。

また、畜舎の洗浄や冷却、家畜の飲用などの畜産利用も、地域の畑かん事業が完了するまでの利用を条件に、平成25年から認められました。

水利用率が決して高くない中、水を利用したい野菜農家や畜産農家の利用には一定の制限をかけ、さらには、受益地以外にも広く圃場を有する農業法人の野菜加工施設や、農業関連倉庫や工業施設などの受益地内への設置は認められておりません。

そこで、畜産用水や作付範囲の広い農業生産法人の野菜の洗浄など、幅広く、しかも条件をつけることなく利用を促進することが喫緊の課題と思いますが、見解をお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 畑地かんがい事業における水利用につきましては、その事業趣旨に基づき、受益地内の作物の生育や栽培管理に限られており、用途外の水利用については、都城盆地地区では、これまで、畜産用水希望者とダム等の施設所有者の国や河川管理者との協議を行い、一定のルールにより、暫定的な畜産利用が認められてきたところであります。

御指摘のありました、かんがい用水の幅広い活用により、露地野菜の生産基盤となる野菜確保施設や畜産施設などの生産環境を整えることは、地域の農業振興を図る上で有用であると認識しておりますが、用途外の水利用については、様々な制約もあり、関係機関との協議も必要となりますことから、県としましては、引き続き、農家や水利用を希望する事業者の声に耳

を傾けながら、施設所有者の国など関係機関との調整を図ってまいります。

○山下博三議員 畑地かんがい事業の課題の最後に、未着手地区の問題についてであります。

このまま当初計画どおり進めていくのか、それとも、真に水利用を求める地区について、より予算を集中して短期間で県営事業を実施していくのか、どちらがより効率的で効果的な税金の投入なのかであります。

土地改良区の土地改良施設の維持管理に要する経費は、利用する組合員の賦課金で賄うのが本来の姿であり、健全経営のためには70%以上の水利用率が必要とされております。

しかし、都城盆地土地改良区は、冒頭申し上げましたように、維持管理を行わなければならない受益面積が、現在約1,279ヘクタールであるのに、賦課金が徴収できているのは、その僅か6.9%であります。

都城市や三股町からの支援や、国・県からの受託事業がなければ、土地改良区の維持すらできないのが現状であり、かといって、いつまでも行政からの支援を求めることはできない状況であります。

長い事業期間の間に、担い手の構造は、所有する農地を最大限に活かして経営を行う家族経営から、規模のメリットを追求して、ひたすら効率化を求める法人経営へと変化してまいりました。

作目構成も大きく畜産に特化していく中で、事業が硬直化し、まさに農業振興の手段が目的化して、生きた予算とならないことも懸念されます。

こういった背景を踏まえ、地域の意向を十分に確認しながら、水利用を求める地区に限って、大型機械が進入しやすいように農道を整備

し、支線水路を整備するなど、施設整備の在り方を再検討すべきと考えますが、見解はいかがでしょうか。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 畑地かんがい整備事業における、整備地区の優先度や施設整備の選定などの在り方につきましては、限られた財源の効率的な活用や、事業効果の早期発現の観点、さらには、担い手の経営の効率化が図られる環境にあることが大変重要であると考えております。

このため、事業地区選定や計画策定に当たっては、将来を担う中心的な担い手が、夢と希望を持った農業経営を実現できるよう、水利用や圃場の区画拡大、農道拡幅などの整備内容について、地元農家とも意見交換をしながら、取り組んでいるところでございます。

引き続き、地域の様々なニーズに応えながら、水利用の要望の高い地区から順次、事業を進めてまいります。

○山下博三議員 今回、都城盆地土地改良区の課題について8問質問させていただきましたが、土地改良区において、水利用を高めた高収益農業の展開と、畜産を主体とした盆地農業の現状をしっかりと見極め、農地の転用、水の多目的利用の拡大も含め、土地改良区の収益改善につなげることを提案しておきたいと思いません。

次に、農振法についてお伺いいたします。

昭和44年に農振法が制定され、50年以上経過した中で、農村社会では様々な弊害もあったような気がいたします。

確かに、農村地域における乱開発を防ぎ、優良農地を残すことについては、それなりの役割があったかと思えます。

しかし、現状を見るに、あまりにも青地の3

面がかかっているならば転用、除外がなかなか認可されず、集落の中の自分の土地に家を建てることも、農地が繋がらないから無理だとの理由で、現実には農村から人がいなくなり、今日においては、若い人の世代がどんどん少なくなり、疲弊した限界集落が増えていっている気がいたします。

私も多くの相談を受けていますが、時代に合わない農振法に振り回され、多くの相談者が住宅を建てることができず、市、県の窓口で腹立たしさを感じております。

先日も、農村地域の中で、鉄筋業の方が施設拡充のため転用を申請しようとしたところ、厳しいとのことで相談がありました。なぜ農村社会にも必要な企業が育てられないのでしょうか。

優良農地も、荒廃農地がどんどん増えている中においても、50年以上経過している農振法が、さらに農村社会を疲弊に追いやっている気がいたします。

国の法律だからと現状から逃げるのではなく、積極的に国とも協議していくことが必要かと思えます。

行政で進める工業団地などは農振除外を許可し、農村地域で企業とも連携した取組などに対しては農振除外要件が厳しいと聞く現状をどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 農振農用地区域からの除外については、道路など公益性が特に高いと認められる事業は、除外が可能です。ただし、個別の案件では、周辺農地の営農に支障を及ぼさないなど、一定要件を全て満たした場合のみ、除外が可能です。

一方、農業・農村を取り巻く環境は、人口減

少の加速化など、御指摘にもありましたとおり、さらに厳しくなることが懸念されておりまして、農地制度の運用についても、優良農地の確保に加え、地域活性化の視点も重要であると考えております。

このため県では、市町村に対し、畜産施設等に併設した農家住宅の除外・転用に対しては、県独自の判断基準を示すなど、地域の要請に寄り添った対応を行いますとともに、必要な見直しについて国へ要望しているところであります。

また、地域の農業振興を目的とする、いわゆる27号計画や、農業と導入産業との均衡ある発展や就業促進を目指す農村産業法の活用についても、市町村と連携しながら、丁寧な対応に努めてまいります。

○山下博三議員 以上で質問を終わりますが、2021年から2025年にかけて、国土交通省において国土計画の課題、農村持続への実効策を示す検討会がなされております。

人口の東京一極集中を是正し、地方でも特に過疎化が深刻な農村を維持する政策の実効性が問われ、地域の話合いで将来像を描き、移住促進や生活環境整備など、国を挙げた施策で実現を後押しする枠組みが必要との見解であります。

来年6月には中間取りまとめがなされます。

国土交通省も、疲弊する農村社会の現状を大変危惧いたしております。農振法の見直しなくして、農村の活性化は期待できません。

11月25日、古川法務大臣が就任後初めて都城市を訪れ、池田市長との懇談会が行われております。その席上で、土地所有者不明土地が国土の2割に達している状況を説明され、災害復旧や公共事業などの妨げになるなど社会問題化し

ている現状を話され、古川法務大臣は、相続登記の申請が義務化されていることを踏まえ、住民への周知の協力を求められております。

農村の農地でも、土地持ち非農家や所有者不明農地が増加し、農村社会にぜひとも思い切った対策が必要であるということを申し上げまして、私の質問を終了します。ありがとうございました。（拍手）

○濱砂 守副議長 次は、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕（拍手） 自由民主党の横田照夫です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

先日行われましたCOP26（国連気候変動会議）において、日本は「化石賞」を受賞しました。でも、化石賞は決して名誉ある賞ではなくて、どちらかといえば不名誉な賞ということです。

今、地球温暖化防止に向けて、温室効果ガス、特に排出量の多い二酸化炭素の排出量を減らしていこうという動きが世界の潮流になっています。そういう中、日本は、大量の二酸化炭素を排出する石炭火力発電を引き続き維持していくとしているので、そのことが世界の潮流に相反しているということで、非難と皮肉を込めて化石賞という賞が与えられたということです。

しかし、例えば山登りをする際に、頂に向かうルートは幾つもあるのと同じように、地球温暖化防止という頂に向かうルートも、それぞれの国の事情に合わせてルートを決め、頂を目指せばいいのではないのでしょうか。

昨年、菅前首相は、「2050年までに温室効果ガスの排出をゼロにする」と宣言されました。そして今、日本は、民間も含めて国全体で地球温暖化防止に向けて大きくかじを切ろうとして

います。

本県も、第四次宮崎県環境基本計画の中に「2050年ゼロカーボン社会づくり」を掲げ、幾つもの施策を展開していこうとしています。自動車産業も、例えばトヨタ自動車は、ガソリンに代えて水素を燃やす水素エンジンの開発をしていますし、電気自動車や燃料電池自動車なども次々に開発されています。水素エンジンは、全ての車が電気自動車になったら、自動車関連企業で働く100万人の従業員が仕事を失うことになることを危惧して、エンジンを残しながらカーボンニュートラルに向かう道があってもいいのではないかと発想で、開発を進めているものです。これも、地球温暖化防止という頂に向かうルートの一つだと思います。

日本も、簡単に石炭火力発電をなくすことは難しいかもしれませんが、それでも、なるべく遠回りにならないように、できるだけ早くゼロカーボン社会を達成できるように努力していかなければいけないと考えます。

そこで、知事のゼロカーボン社会づくりに対する思いをお聞かせください。

今回のCOP26が開催されたイギリスのグラスゴーでは、世界中の若者が通りを埋め尽くし、数万人規模の大規模デモが連日行われ、各国政府に気候変動対策の強化を求めたそうです。

スウェーデンのグレタ・トゥーンベリさん(18歳)に代表されるように、今、世界中の若者が社会運動に参加し、世論喚起や問題解決の手段としてデモを戦略的に行っているそうです。例えば、2018年にフランスで起きた黄色いベスト運動では、デモの後に参加者が政策決定者と対話を重ね、その結果として、大統領直轄の気候市民会議が結成され、政府の取組に反映

されているそうです。

海外では、若者が社会運動に参加することは、投票と同様に推奨されていて、実際、主権者教育の中で、投票行動、陳情、デモなどの社会運動のやり方を教わり、小学生がデモに参加することも珍しくないそうです。

日本でも、学校教育の中で気候変動のことをしっかりと教え、このままでいけば自分たちの未来がなくなるということを認識させ、社会運動も含めて何らかの行動に移すことも、子供たちの権利としてあるのだということを教えるべきではないかと思います。

あわせて、18歳から選挙権を与えて、若者に投票を呼びかけているにもかかわらず、社会運動に参加するとたたかれるような風潮があるようですが、そういう大人側の風潮も変えていかなければいけないと思います。

そこで、教育長に、学校教育における主権者教育の考え方をお聞きします。

以上で壇上での質問を終わり、あとは質問者席からさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。ゼロカーボン社会づくりについてであります。

近年、豪雨や干ばつなどの異常気象が世界各地で発生しておりまして、国連が本年8月に公表した報告書では、「温暖化が人間活動の影響によることは疑う余地がない」と初めて断言され、このままでは災害がさらに深刻化するという非常に厳しい見通しが示されたところであります。

また、先月のCOP26において、2週間にわたり活発な議論がなされたように、地球温暖化対策は、世界が一丸となって取り組むべき喫緊の課題であります。これから、何十年先、何百

年先とつながっていくその将来世代に対する責務であると考えておりました、我が国としても、そして本県としても積極的に取り組んでいく必要があるものと考えております。

このため、ゼロカーボン社会づくりを第四次環境基本計画の重点プロジェクトに掲げ、県民への普及啓発や再エネの導入支援などの取組を進めているところであります。県民や事業者の皆様にも、一人一人に自分のこととして問題意識を持っていただき、省エネなど、できることから取り組んでいただきたいと考えております。

今後とも、県民の皆様への御理解と御協力をいただきながら、本県の強みである恵まれた自然環境や豊かな森林を最大限に生かして、2050年ゼロカーボン社会づくりにしっかりと取り組み、安心して暮らせる持続可能な社会を将来の世代に引き継いでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○教育長（黒木淳一郎君）〔登壇〕 お答えいたします。主権者教育についてであります。

主権者教育におきましては、投票行動につながる教育の充実はもちろんであります。加えまして、社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力が求められております。

そこで、小学校から高校まで、社会科などの関係する教科や、総合的な学習の時間並びに総合的な探求の時間等を通じて、社会に参画する基礎を培うための学習を行っているところであります。

こうした中で、まちづくりなどの課題について生徒同士で議論し、地域の方々と協議を深めながら、地元自治体へ課題解決の提言を行うなどの成果も見られるところでございます。

今後とも、こうした学習の充実を図りながら、学校教育における主権者教育に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○横田照夫議員 岸田首相は、石炭火力発電に二酸化炭素が出ない水素やアンモニアを使う「ゼロエミッション火力」の開発を示されました。難しい技術開発になるみたいですが、日本のやり方を世界が認めてくれるよう、早期の計画達成を期待したいと思います。

また、グラスゴーのデモには日本人の若者も参加しているそうです。彼らは、「数万人が参加すれば社会の大きなうねりになる。帰国後どうすれば幅広い人に思いが伝わるかを考えながら活動していきたい」と言っているそうです。

若者の投票率の低さが指摘されますが、子供たちや若者の意見表明権をもっと尊重してやれば、おのずと投票率も上がっていくのではないのでしょうか。

次に、古墳等の保護について伺います。

住吉バイパスの予定ルート内に広瀬村古墳があり、それを避けるために新築住宅などがかかる見込みとなっております。

宮崎市教育委員会設置の案内板によると、広瀬村古墳は、昭和14年に県指定史跡に指定されています。広瀬村古墳は、前方後円墳などの墳丘を持つ古墳と土器田横穴古墳等の横穴墓群から成り、現在は前方後円墳1基、円墳15基、横穴墓42基が残っています。

このうち、6世紀後半から7世紀後半に造られた土器田横穴墓群は、昭和40年代には131基が確認されていましたが、現在では5基が残るのみだそうです。

住吉バイパスは、総合農業試験場西側を通る予定となっておりますが、そのルートでは新築住宅2棟を含む住宅がかかるようです。そこで、

少し東側に振ることはできないかとの要望がありました。東側に振ると3基の古墳にかかる可能性があるとのことでした。

時代背景もあると思いますが、昭和40年代には131基あった古墳が、現在は僅か5基しか残っていないということは、あとは田畑や住宅、道路等になったということではないでしょうか。

そこで、道路等の開発事業における古墳等の埋蔵文化財の保護の基本的な考え方について、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 古墳をはじめとする埋蔵文化財は、祖先の活動の歴史を伝える貴重な文化遺産であり、後世に引き継いでいくことは、我々の責務であります。

そのため、道路等の開発事業の実施に当たっては、まず埋蔵文化財の存在の有無について確認を行い、古墳や集落跡等の特に重要なものが存在した場合は、現状での保存措置を講じているところであり、それ以外の埋蔵文化財も現状での保存を原則としますが、やむを得ず保存が困難な場合は、発掘調査を実施した上で、報告書として記録保存しております。

県教育委員会といたしましては、今後も、開発事業者をはじめ、地元住民の皆様の御理解、御協力をいただきながら、国民共有の財産である埋蔵文化財の保護を引き続き進めてまいります。

○横田照夫議員 特に重要なものが存在した場合は、現状での保存措置を講じているということですが、保存するだけでなく、活用することも大事だと思います。活用しないから、地元の人たちも古墳の存在を知らないのだと思います。学校教育に生かしたり、地域の人たちに史跡巡りをしてもらったりして、それらの文化財が地域の誇りになるような取組もお願いした

と思います。

今回の質問を考えるに際して、私が過去に質問した議事録を読み返してみました。そのうち、今でも気になるものを幾つか質問します。

まず、記紀編さん1300年記念事業です。

本県は、平成24年から令和2年までの9年間で、「本県の貴重な文化的・歴史的資源を見詰め直すとともに、その魅力をさらに磨き上げて県外にもアピールし、宮崎の未来を創造していく契機にしたい。神話という過去に取りまとめられたものと現在とを結びつけつつ、さらにそれを未来へと発展させていく」という趣旨で、温故知新をコンセプトとして、記紀編さん1300年記念事業を展開してきました。

私は、この事業が始まる以前の一般質問で、平成17年9月、平成19年2月、平成20年2月と、3回も、神社の神主が神事の最初のところで言う祓詞という祝詞を紹介し、全国の中で宮崎にだけしかないもの、それが日向神話なのだから、それを全国にアピールして、日本発祥の地を観光の目玉にしていくべきだと訴えてきました。それだけに、記紀編さん記念事業が始まったときには、我が意を得たりという思いで、本当にうれしかったです。

この記紀編さん記念事業は、国文祭・芸文祭みやざき2020を集大成とするとしていました。しかし、残念なことに、新型コロナウイルスの影響により1年間延期したものの、コロナの収束に至らず、県外からの参加者も少なく、中止や縮小を余儀なくされた事業も幾つもありました。

そこで、集大成としていた国文祭・芸文祭も含めて、9年間に及ぶこの事業を振り返っての知事の感想をお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 記紀編さん1300年記念

事業は、御指摘のように、本県の宝であります日向神話やそのゆかりの地、神楽などを広く発信し、県づくりに生かしていくため、平成24年から約9年間にわたり実施してまいりました。

その間、神話巡りバスツアーや「神話のふるさと県民大学」の開催、旅行会社と連携したキャンペーンなどのほか、神話ゆかりの5つの県の連携によるシンポジウム、さらには、国立能楽堂をはじめとする県外での神楽公演など、様々な取組を行ってきたところであります。

また、新型コロナの影響によりまして1年延期となりましたが、この記紀編さん1300年記念事業の集大成として位置づけました国文祭・芸文祭では、「山の幸 海の幸 いざ神話の源流へ」をテーマとして、県の事業のみならず、各市町村においても神話や神楽など数多くの事業が展開されたところであります。

こうした取組によりまして、まさに温故知新、我々が神話や神楽など、すばらしい宝を持っているという認識が県民の間に広まり、それをさらに今後生かしていこうという動きが徐々に広まってきたのではないかと、記念事業を始める前とその後とを比べると、その変化も感じられているところであります。本県を舞台とする日向神話などの本県の宝が県内外に広く再認識されるとともに、西都原をはじめとする古墳群の日本遺産認定や、神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向けた動きにつながるなど、様々な成果が得られたところであります。改めて、これまで携わっていただきました全ての関係の皆様、心からの感謝を申し上げます。

○横田照夫議員 記紀編さん記念事業は終了しましたが、大事なのは、これまでの取組を今後どうつないでいくかということだと考えます。本県の貴重な文化的・歴史的資源である日

向神話や、それに関連する伝承・伝説、神楽などは、全国で宮崎にだけしかないもので、これからも、これまで同様にしっかりと取り組んでいくべきだと思いますが、知事の考えをお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のとおり、記紀編さん1300年記念事業自体は一つの区切りを迎えたわけではありますが、これで終わりというわけではなく、この取組を一過性のものとすることなく、これまで磨き上げてまいりました神話や伝承、神楽など、本県の宝を今後ともしっかりと守り、継承し、そして県内外に発信して、これからの県づくりに生かしていくことが大変重要であると考えております。

このため、神話のふるさと県民大学や小・中・高校での出前講座、また、日向神話の漫画本の制作などにつきましては、今後とも工夫しながら継続してまいりたいと考えております。

また、神楽のユネスコ無形文化遺産登録を目指して、今月26日には、国立能楽堂で神楽公演を開催することとしております。これも、東京・大阪等での公演が大変好評であります。今、コロナの感染状況も気になるところでありますが、何とかまた引き続き、そのような形で発信してまいりたいと考えております。

また、昨年度実施しました日本書紀1300年記念シンポジウムの内容につきまして、書籍としてまとめて出版するため、登壇いただきました学識経験者の皆様方に、現在、執筆をお願いしているところであります。

今後とも、このような取組を通じて、宮崎の宝の情報発信にしっかりと取り組み、その価値を最大限生かしながら、人材育成や地域づくりに努めてまいります。

○横田照夫議員 それを聞いて安心しました。

今後とも、日向神話を宮崎の宝として発信し続けていただきたいと思います。

次に、農政問題を10問、農政水産部長にお尋ねします。

令和元年度の農政水産部の新規事業に、「みやざき農業の魅力アップ！農業経営資源承継モデル構築事業」がありました。離農希望者が持っている経営資源を、就農希望者に円滑に承継する仕組みを構築するというものでした。その実績と成果についてお聞かせください。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本事業では、中古ハウスや畜産施設の改修並びに生産技術等の移転を支援しておりまして、令和元年度から2年度までの2年間で、21名の新規就農者に、ハウスなどの経営資源が承継されております。

本取組によりまして、就農時のコスト低減や早期の経営安定につながりますとともに、これらの経営承継の事例を基にした承継マニュアルや成功事例を、市町村やJA等と共有することにより、円滑な承継に向けたノウハウの蓄積や、市町村独自の支援が進むなどの成果が現れてきたところであります。

○横田照夫議員 私は、平成15年9月、私が議員になって初めての一般質問で、「後継者のいない農家が、就農を希望している家族ではない第三者に経営を移譲する方策は取れないものか」という質問をしました。その質問に対して、当時の田尻農政水産部長は、「質問にあった新規参入者に経営を移譲するシステムについては、新規参入者が就農しやすい環境整備の一つとして研究を進めてまいりたい」と答えられました。それから15年後によりややく事業化されたわけですが、速やかに実現に向けて取り組んでおられたら、今の農業担い手の現状も幾分か違っていたのかもしれないと思います。期待で

きる成果も出てきているようですが、今後、農業における第三者承継の取組をどのように展開するのか伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 第三者承継については、離農者の経営資源を担い手に引き継ぎ、本県農業の生産力を維持していく重要な取組であります。

このため、本年新たに「みやざき農業担い手確保総合対策事業」を創設し、承継されるハウスの改修等の支援に加え、各地域に関係機関・団体が一体となった、きめ細かな承継を支援するチームの設置を進めております。

さらに、本年8月には、民間企業と第三者承継の促進に向けた連携協定を締結し、中古の農業用施設等の取引価格を適正に評価するシステムの開発などに取り組んでおります。

県としましては、引き続き第三者承継の取組を推進し、担い手の確保と生産力の維持に努めてまいります。

○横田照夫議員 長年、農業をやってきた熟練農家の経営技術や栽培ノウハウなども大事な農業経営資源です。離農する熟練農家のソフト面の承継も、しっかりとできるような取組もお願いしたいと思います。

平成17年9月、日本農業新聞に「用水路管理に行政支援の検討を」という記事が出ました。私も全く同感だったので、9月議会の一般質問で、「社会共通の資本である農業用水路を将来にわたって維持管理するために、集落機能の代替として、県や市町村などの公的関与が不可欠」という質問をしました。

水が流れなかったら米づくりはできません。農家は昔から結いの考え方で、所有面積の大小に関係なく、田んぼの持ち主全員が出て、農業用水路の補修整備をしてきています。しかし、

高齢化により、ほとんど限界に近く、あと何年続けられるか分からないような状態です。

今、県は、農業・農村整備事業の推進として、農業水利施設の適切な保全と長寿命化を図るため、機能保全計画策定に取り組んでいると聞きましたが、どのような内容になるのかを伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 農業用排水路などの農業水利施設は、その多くが更新時期を迎えておりますことから、施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減を図り、計画的な更新整備を進めていくという国の方針を受け、本県では、平成21年度に、「基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針」を定めたところ です。

この実施方針に基づきまして、施設ごとの機能保全計画には、機能診断や劣化予測、更新整備の時期・工法などの検討結果を記載することとしており、現在、県が整備した基幹的な646施設のうち、優先度が高い140施設を選定し、令和5年度までに計画策定を終えることとしております。

今後とも、関係市町村や土地改良区等の意見を伺いながら、計画的に更新整備を行ってまいります。

○横田照夫議員 答弁にあったような事業も本当にありがたいとは思いますが、私がイメージしているのは、もっと田んぼに近い末端の水路です。田植の準備が始まる前などに草刈りとか泥上げなどをします。うちら辺りでは「たんど」と言っていますが、2月中旬頃にしますので、知事や農政水産部長にも、その実態を見ていただければと思います。

先日、麻生太郎氏が「北海道の米がおいしいのは、農家の努力ではなく温暖化のおかげだ」

と発言して、大きな反発を受けました。その発言のよしあしは別にして、温暖化の急速な進行の影響で異常気象等が発生し、作物の収量や品質の低下など、農業生産への影響が出ているようです。

本県は、平成20年度の新規事業で、「地球温暖化対応産地構造改革モデル実証事業」に取り組み、暑さから農水産物を守る対策、あるいは暑さを生かす対策について、総合農業試験場内に研究センターを設置して、産業界や大学などとも連携しながら、温暖化の実態調査や情報の収集を進めるとともに、品目あるいは作期の変更も視野に入れた対応策を検討し、全国に先駆けて、地球温暖化に対応した構造転換を推進していくとしていましたので、その年の2月議会で質問しました。

地球温暖化は、その当時よりもさらに進んでいると思いますが、農業における地球温暖化対応策に対しての県のこれまでの取組と成果について伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 御指摘のとおり、県内でも農作物の収量や品質低下が見られるなど、地球温暖化の影響が顕在化しております。

このため県では、試験場内に設置しました農水産業温暖化研究センターを核に、温暖化に関する情報収集や発信、影響予測を行いますとともに、温暖化から守る、温暖化を生かすなどの視点で、対策に取り組んできたところでございます。

具体的には、守る対策では、高温の影響を受けにくい水稻の新品種「おてんとそだち」の育成や、生かす対策として、ライチの栽培技術の開発などを行い、これらの普及により、温暖化に対応した産地構造の改革を進めているところ

であります。

今後とも、第八次長期計画に掲げます新防災の観点に基づき、地球温暖化に対応できる技術の開発と普及に引き続き取り組んでまいります。

○横田照夫議員 次に、ソーラーシェアリングについてお尋ねします。

ソーラーシェアリングとは、農地に支柱等を立て、その上部に設置した太陽光パネルを使って日射量を調整し、太陽光を農業生産と発電とで共有する、いわゆる営農型太陽光発電の取組です。営農を続けながら、農地の上部空間を有効活用することにより電気を得ることができるので、農業経営をサポートするというメリットがあります。さらに、増加する荒廃農地の再生利用という観点でも期待されます。

私は、平成24年11月議会で、三重県菰野町のタマリユ生産農家の取組を紹介しました。

「2.5メートルの高さで太陽光パネルを1,060枚設置し、パネル間には30センチの隙間を空ける。農地は半日陰になるが、タマリユは半日陰が生育に適していることから、転用許可を受けずに太陽光パネルの下で営農をしている。一般家庭150世帯分の年間消費電力相当の発電をする。県の経営革新計画としても承認されており、地元銀行から1億数千万円の融資も受けている」ということでした。

こういう事例を幾つか紹介し、将来に向けて農地の有効利用が図れるよう検討してほしいという質問に対して、当時の岡村農政水産部長は、「農地としての利用が見込まれない耕作放棄地については、地域農業の健全な発展との調和や地域の意見なども踏まえ、有効に活用されるよう努めていく」と答弁されました。

神奈川県現在のホームページを見ると、

「再生可能エネルギーの普及やエネルギーの地産地消を目指し、営農を続けながら太陽光による発電を行うことができるソーラーシェアリングの普及拡大を進めている」とあります。

他県では、ソーラーシェアリングの普及拡大を進めているようですが、本県の現状と普及拡大についての考え方を伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） ソーラーシェアリングは、平成24年度に国がその取扱いを明確化し、太陽光パネルを支える支柱の部分のみの農地を一時転用することで、営農を行いながら太陽光発電を可能とする仕組みでございます。

県内では、現在20か所、合計約4.3ヘクタールで取り組まれ、サカキやブルーベリーなどが栽培されております。

また、荒廃農地を活用する場合などでは、一時転用期間の延長や収量確保の要件が緩和されるなどの措置が図られておりますことから、県といたしましては、適正な制度の運用と普及拡大のため、広く周知や啓発を行い、本制度が有効に活用されるように努めてまいります。

○横田照夫議員 農家にソーラーシェアリングの導入可能性を示してあげれば、もっともっと普及拡大するのではないかと思います。しっかりとした取組を期待します。

私の所有する田んぼに、山の裾野にあって3畝(90坪)という非常に狭い面積のものがあります。数年前、農地中間管理機構から、その田んぼを機構に貸し出す考えはあるかという問合せが来ました。私は喜んで貸すという返事をしました。そうしたら、その後、その田んぼを調査したら、借受けできないと判断したという文書が送られてきました。

私は、平成26年2月議会で、始まったばかり

の農地中間管理機構についてたくさんの疑問がありましたので、それらの質問をしました。

農地中間管理事業が始まって、もう7～8年が経過しましたが、本県の現在の進捗状況と、一体的に行う基盤整備の取組状況について、お尋ねします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 直近の令和2年度末の農地中間事業による累計の借入面積は、全耕地面積の12.4%となる8,100ヘクタールであります。また、担い手への農地の集積率は、本事業開始前の平成25年度末の45.0%から、令和2年度末で53.6%となり、7年間で8.6ポイント増加したところでございます。

加えて、本事業で農地を借り入れて、一体的に簡易な基盤整備を行い、担い手に貸し付けた農地は、令和3年度までに1地区で25筆、面積で1.9ヘクタールとなっており、令和4年度にも同地区で26筆、約2ヘクタールを整備し、貸し付ける予定としております。

○横田照夫議員 先ほど、私が所有する田んぼの紹介をしましたが、農地中間管理事業の枠から外れる農地が集落の周辺にたくさんあると思います。そういう農地も担い手がいなくなり、荒廃農地になっているところが多くなってきました。

しかし、そういう農地も——先ほど山下議員の質問にもありましたが——市街化調整区域や農振法・農地法などの規制のため、売りに売れない状況にあります。

本来、農地は農家にとっての財産のはずですが、今の時代、そういう農地を買ってくれる農家はいません。売買して、いつでもお金に換えられるのが財産だと思いますが、使い道がないから買手もいません。国の土地を、税金と水利費を払って管理させられているのと同じです。

こういう状況を何とか打破しないと、集落の周りは荒れ放題になるばかりです。このような状態をどのように考えるか、お聞かせください。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 農振法・農地法は、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するための制度です。

一方、農振地域内においても、担い手の減少等により荒廃農地が増加している状況にありますことから、荒廃農地の中でも、再生利用困難な農地について、農業委員会による非農地判断がされた場合は、一定の要件がありますが、農振地域からの除外や、転用の事務手続などが簡素化されたところでございます。

県といたしましても、再生利用困難な農地を有効利用するための手続については、市町村や農業委員会と十分連携して、それぞれの現場の状況に応じて適切に対応してまいります。

○横田照夫議員 昔の篤農家と言われるほど、こういう農地をたくさん持っていて困っているという話も聞いています。このような農家の実態も把握していただきたいと思います。

今年の米価は、コロナ禍で外食需要が落ち込んだ影響もあって低迷しているようです。生産調整が民間主導に移って以降、最悪の状態だそうです。宮日新聞にも、在庫がだぶつく状況は今後も続く見込みで、関係者は「経営への影響は避けられない」と危機感を強めているとありました。

このような主食用米の価格低迷により、飼料用稲への転換がさらに進むのではないのでしょうか。

私は、平成26年9月議会で、飼料用稲の作付が地元の需要を上回るような状況になった場合、県内一円で広く流通させるシステムを早期

に確立させる必要があるのではないかという質問をしました。

稲作農家は、畜産農家と契約をして飼料用稲を作付し、畜産農家にWCSとして収穫してもらっていますが、畜産農家はもういっぱいいっぱい、これ以上は受けられない状況です。

田んぼの少ない中山間地の畜産農家等には、WCSの需要があるのではないのでしょうか。飼料用稲への転換を進める上で、コントラクターが介在した広域流通の仕組みを構築できないものかと考えますが、県の考えを伺います。

○農政水産部長(牛谷良夫君) 飼料用稲、いわゆるWCSは、米の需給調整をはじめ、水田の有効活用や飼料需給率の向上など、本県農畜産業を支える重要な作物であり、議員御指摘のとおり、今後、作付拡大を進めるには、需要の見込みがある中山間と平場との広域流通の仕組みづくりが大変重要であると認識しております。

このため、国の事業等を活用して広域流通の支援に取り組んだ結果、県西や県北地域などで地域内流通が進んでおります。

県としましては、引き続き、本年度新規事業の「牛・人・草が紡ぐひなたの畜産魅力アップ事業」の中で、WCSを含めた自給粗飼料の販売・流通に取り組むコントラクター組織の育成を図るなど、取組事例の拡大を進めながら、粗飼料の広域流通の促進に、積極的に取り組んでまいります。

○横田照夫議員 今回の米価下落は、コロナ禍の影響が大きいのだと思います。コロナ禍が落ち着いたら、また上がるかもしれませんが、飼料用稲は、稲作農家にとっても畜産農家にとっても、本当にありがたい取組です。多面的機能を持つ田んぼを守るためにも、しっかりと取り

組んでいただくようお願い申し上げます。

西都市では、飼料用稲をWCSにする際に、穂が垂れるまで刈らせないと聞きました。刈取りが遅れるとヨトウムシが繁殖して、ラップに穴を開け、そこから稲の芽が出て稲わらが腐り、飼料にならないそうです。どうして乳熟期での刈取りが駄目なのか、市町村間でなぜ基準が違うのかを伺います。

○農政水産部長(牛谷良夫君) WCSは、国が策定した栽培マニュアルにおいて、乳酸発酵に必要な水分や栄養価の観点から、稲の登熟期間の中盤から後半の収穫が望ましいとされております。一方、経営所得安定対策では、穂が出そろった後の収穫が交付要件とされておりますことから、御指摘の乳熟期も制度の対象となります。

県としましては、適切な収穫時期を記載した栽培暦の作成を指導するとともに、市町村、農協等と連携した制度の周知により、適切な運用に努めてまいります。

○横田照夫議員 ということは、農業指導員の認識の違いから来ているのかもしれませんが、指導員等の認識の共有化もお願いしたいと思います。

燃油高騰が進んでいて、ハウス園芸農家の経営を苦しめています。2008年頃から2015年頃まで同じように燃油高騰があり、木質ペレット暖房機やヒートポンプの導入が進められましたので、平成28年2月議会で、その質問をいたしました。

そこで、現在の木質ペレット暖房機やヒートポンプの導入状況と、今後、燃油高騰対策にどのように取り組んでいくのかを伺います。

○農政水産部長(牛谷良夫君) まず、木質ペレット暖房機につきましては、平成29年度まで

に95台が導入されましたが、その後の燃油価格の低下等により、現在は58台、約7ヘクタールの施設で稼働しております。

次に、ヒートポンプにつきましては、令和2年度までに約3,000台が導入され、重油を多く使用するマンゴーやピーマンを中心に、約170ヘクタールで活用されております。

また、今回の燃油価格高騰に対しましては、高騰時に補填金を交付し、農家の負担を軽減する国の施設園芸セーフティネット構築事業が準備されておりますことから、事業への加入促進を図りますとともに、二重被覆資材等の導入やヒートポンプの活用など、引き続き、省エネルギー対策とエネルギー転換の取組を強化してまいります。

○横田照夫議員 前回の一般質問で、農業収入保険への加入促進の質問をしました。燃油高騰にも、今ありました施設園芸セーフティネット構築事業への加入が有効だと思っておりますので、加入促進に力を入れていただきたいと思っております。

農政水産部長に10問続けて質問しましたが、集中砲火したみたいで申し訳ありませんでしたが、それだけ農家を守りたい、農業を守りたい、農地を守りたいとの思いからですので、よろしく願いいたします。

次に、福祉保健部長に伺います。

平成26年2月議会で、民生委員への情報提供の在り方について質問しました。民生委員の活動を円滑にするためには、行政からの情報は非常に大事ですが、個人情報保護法のため、必要な情報がもらえないというものでした。民生委員は、都道府県知事から推薦を受け、厚生労働大臣が委嘱する、いわゆる準公務員です。当然、県職員と同じように守秘義務が課せられています。そのように守秘義務が課せられている

民生委員に、なぜ行政が持っている情報を提供できないのかを尋ねたところ、当時の佐藤福祉保健部長は、「従来から、民生委員に必要な個人情報適切に提供されるよう市町村に助言してきたが、今後さらに徹底することにより、民生委員が活動しやすい環境づくりに取り組んでいく」と答弁されました。

しかし、先日提出された宮崎県社会福祉協議会からの要望の中には、「委員活動がより円滑に実施できる環境の整備は不可欠なので、活動に必要な個人情報が円滑に共有されるよう、市町村への働きかけをしてほしい」とありました。ということは、まだ十分に情報提供がなされていないのではないかと思います。改めて、民生委員の活動に必要な個人情報が適切に提供されるよう、市町村へどのように働きかけをしていくのかをお伺いします。

○福祉保健部長(重黒木 清君) 民生委員に対する住民の個人情報の提供につきましては、今年5月の災害対策基本法の改正に伴いまして、市町村が高齢者や障がい者など地域の要支援者を把握し、その個別避難計画を作成する際に、民生委員の関与が必要とされるなど、ますます重要となってきております。

民生委員につきましては、法の規定により守秘義務が課せられており、県におきましては、これまでも担当者会議の場などを通じて、必要な情報提供を行うよう市町村に要請しているところであり、今後、改めて状況を調査いたしまして、必要に応じ市町村へ助言するなど、民生委員の方々が活動しやすい環境づくりに一層取り組んでまいります。

○横田照夫議員 よろしく願いいたします。

以上で、私の過去の質問に関連した質問は終わります。

次に、人材確保について質問します。

老人ホームの若い職員が、入所者から「アミュープラザに行ったっちゃろが」「鬼滅の刃を見に行ったっちゃろが」と責めるように言われて、つらくて辞めていったと聞きました。職員は、入所者にコロナを感染させてはいけないという思いで、人の多いショッピングセンターとか、映画を見に行くこともためらうなど、抑圧された生活を送っているそうです。ただでさえ人材が不足しているのに、こういう生活が長期に及べば、ますます人材は足りなくなるのではないのでしょうか。

先日、宮崎県社会福祉協議会が出された要望書にも、「今般のコロナ禍の影響により、職員の離職等も懸念されており、適切なサービスの供給体制を維持していく上で、安定的な人材確保は、緊急性を伴う福祉関係者に共通する重要な課題となっている」とありました。

政府は、保育士や介護職の賃金を月9,000円引き上げることを決めましたが、それで職員の確保はできるかどうか分かりません。

そこで、保育士や介護職の人材確保対策について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 保育士や介護職員につきましては、配置基準は満たしているものの、新型コロナ対策に伴う負担も増加しておりまして、職員の負担軽減等を図るためには、さらなる人員の確保が必要であると認識しております。

このため、保育士につきましては、職員の平均勤続年数や技能、経験に応じた人件費の加算等により処遇の改善を図るとともに、修学資金の貸付けや保育士支援センターによる潜在保育士の復職支援などに取り組んでおります。

また、介護職員につきましても、事業所に対

する処遇改善加算等の取得支援や、介護ロボット・ICTの導入支援のほか、福祉系高校生への修学支援や留学生に奨学金を支給する介護施設への支援等に取り組んでいるところでございます。

なお、国の新たな経済対策におきまして、保育士等を対象とした、さらなる処遇改善対策が示されておりますので、こうした国の動きも注視しながら、県としましても、引き続き保育士や介護職員の確保に努めてまいります。

○横田照夫議員 看護師においても同じような状況ではないのでしょうか。

先日、宮日新聞に、日本医労連が医療現場の実態について調査した結果が載っていました。それによると、2021年度の離職者数は、2020年度と比べて28%増えたそうです。また、2020年度の離職者も2019年度より11%増えていたそうです。心身とも疲弊し、職場を離れる職員が増えているとありました。

新型コロナウイルスの切り札であるワクチンは、接種者が増えるにつれて、注射の打ち手の確保が問題になりました。そこで、資格を持ちながら看護の職から離れている潜在看護師にワクチン接種のお手伝いを要請しました。全国で、多くの看護師や准看護師が要請に応じてくれたようです。それらの看護師の復職を期待したいものです。

本県でも、今回の新型コロナウイルスで看護師が離職し、ますます看護人材が少なくなっているのではないかと危惧しますが、潜在看護師の復職支援も含め、看護人材の確保の取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 看護職員の安定的確保は、地域の医療提供体制を支える上で非常に重要な課題であります。

このため県では、まず看護人材の確保促進の取組といたしまして、中・高生に対する看護ふれあい体験や進路相談会を開催するほか、看護学生に対する修学資金の貸与や養成所の運営費補助などに取り組んでおります。

次に、離職防止の取組といたしまして、新人看護職員研修や院内保育所の運営支援など、働きやすい環境づくりに取り組んでおります。

さらには、復職支援の取組として、潜在看護師をはじめとする復職を希望する方々に対し、求人・求職のマッチングや就業相談のほか、採血や点滴等の実技演習の実施など、再就職への不安軽減も図っております。

今後とも、県内医療機関で活躍する看護人材の確保が効果的、安定的に図られますよう、看護協会や大学などと連携して取り組んでまいります。

○横田照夫議員 本県の看護師に対するワクチン接種要請に関しては、551名の看護師が応募してくれたそうですが、そのうち297名が潜在看護師だったそうです。297名もの潜在看護師が、その能力を生かすために手を挙げてくれたことを大変うれしく思いますし、できることならば、さらにその能力を生かすために看護職に復帰していただきたいものだと思います。

なぜかしら時間がたくさん残ってしまいましたが、準備した質問は全て終わりましたので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○濱砂 守副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時45分休憩

午後1時0分再開

○中野一則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 本日、自民党3人目、日向市選出の西村賢でございます。

まず、知事の政治姿勢について伺います。

先月、日向市制施行70周年記念式典が開催されました。河野知事、中野議長にも出席していただきました。日向市は、昭和26年4月1日に県内6番目、3万1,733人の市として誕生いたしました。

この機会に先人たちの御労苦に感謝するとともに、改めて日向市の歴史を学ぼうと、市誕生の黎明期が詳細に書かれた市制20周年記念「日向市の歴史」という本を読みました。この本から先人たちのすさまじいエネルギーを感じましたので、少し長いですが、御静聴いただきたいと思っております。

日向市の初代市長三尾良次郎氏は、当時これといって産業のない日向市を、細島港を中心とした交通の要所とし、商工業都市として発展させようと覚悟したとあります。まだまだ道路よりも海運に頼る時代であったと思っております。

三尾市長は、地域発展のため、港の整備、工業用地の建設、企業の誘致に取りかかりました。市制スタート時からの様々な事業の地元負担で財政赤字が続き、徴税もうまくいかず、当時の資金繰りには苦労した様子がかげえま。三尾市長は、「事業は貯金であり、日向市の財産である。施設を残し、人が集まり、日向市繁栄の元となる」と、できる限りの事業を続けたようです。

身の丈に合った財政運営であったかは、今では比較もできませんが、5年後の昭和31年には、日向市は財政再建団体となり、その後は再

建債で累積赤字解消の荒業も行ったようであり
ます。

市長のみならず、当時の県知事や県議会、市
議会、商工会と多くの方々が港の整備、工業用
地の建設、企業誘致などに東奔西走した結果、
時の大臣をも動かし、昭和39年の延岡日向新産
業都市指定につながっていきます。黎明期の三
尾市長の決断と取組がなければ、日向市の新産
業都市指定もなかったのではないかと思いま
す。

誕生時3万人足らずの日向市の人口が、多少
の市町村合併はあったものの、現在6万人程度
と人口が維持されているのは、先人たちが次の
世代のためにしっかりと社会的投資を行い、若
い世代の働く場をつくってきた努力のたまもの
だと思います。

私は、今、人口減少社会・少子高齢化の中
で、政治は弱気になっている、もしくは、それ
らを言い訳にして、新たな事業や将来への投資
は都市部への集中、そして地方への投資は
ちょっとずつやっておけばいいような感じも受
けます。折しも、コロナ禍で地方回帰の動きも
見られましたが、まだまだ実感はありません。

知事は、現在、全国知事会地方税財政委員長
として国を動かすという立場にあります。例え
ば、国が進めている企業の本社機能等を地方に
移転した場合に税制上優遇される「地方拠点強
化税制」のように、地方に働く場を創設し、都
市部から地方への人・物・金の動きをつくって
いく役割があると思いますが、どのように取り
組まれているのか、知事に伺います。

あわせて、知事が地方税財政委員長として国
の制度を変えることは容易でないと思います。
税財政委員会の事務局を担う政策調整監は、都
市部から地方への働く場創設などの国の制度の

改善に向けてどのような取組を行っているの
か、渡辺政策調整監に伺います。

関連して、先ほど申し上げたとおり、細島港
は長い年月をかけて、地域産業、企業集積の中
心として整備がなされてきました。現在では、
背後の工業地域はほぼ立地企業で埋まりました。
立地企業からは、港湾の新規整備とともに、
今後の九州中央道の完成も見据え、さらなる
工業用地の拡大を求める声もあります。

県の港湾計画にある18号岸壁の整備は、大深
水岸壁整備と工業用地確保のためにも悲願でも
ありますが、なかなか今のところ動きが見えて
こないものがあります。国も新規の港湾整備に
対して厳しい見方をしていると思いますが、今
後の細島港の整備の展望について、永山副知事
に伺います。

以上で壇上からの質問を終え、以降は質問者
席より質問を続けます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えしま
す。地方の働く場の創出についてであります。

コロナ禍の中で、地方移住等への関心が高ま
るなど、国民の意識や行動の変容が見られ、ま
た、企業の地方移転の機運も高まる中、地方に
おいて若い世代が安心して働ける質の高い雇用
の場を創出するには、地方独自の取組はもとよ
り、国の制度改正による後押しも重要だと考え
ております。

一例として、地方への本社機能の移転や地方
でのその拡充の促進によりまして、雇用の創出
につながってまいりました地方拠点強化税制が
あります。この適用期限が今年度までとなっ
ておりますことから、地方税財政常任委員長と
して、その延長等を政府・与党に働きかけてお
ります。今年の税制改正につきまして、地方税
でも幾つかの論点がありますが、その主要項目と

して強く訴えているところでもあります。

人口や大企業が東京をはじめとする大都市に集中している社会構造を是正することが、我が国の危機管理上も、また、国全体の活力を高めていく上でも極めて重要であると考えております。

今後とも、全国知事会の地方創生の本部等とも連携し、本県はもとより、全ての地方が個性を生かして共生する社会の構築に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○副知事（永山寛理君）〔登壇〕 お答えします。細島港整備の展望についてであります。

細島港は、古くから海上交通の要衝として栄えており、県では、東九州の物流拠点と位置づけ、整備に取り組んでおります。

現在、急増する木材などの輸送力強化のため、水深10メートルの16号岸壁の整備を進めるとともに、近年のトラックドライバー不足や排出ガス等の環境問題を背景とした船舶利用の高まりから、ローロー船用の19号岸壁の早期整備について、国への要望活動を行っております。

議員御指摘の18号岸壁は、貨物船の大型化や大量輸送に対応するため、水深15メートルを有する港湾施設として、平成28年2月に港湾計画に位置づけたところでありますが、その整備に当たりましては、大型貨物船による取扱貨物量の増加が大変重要なポイントとなっております。

県といたしましては、社会経済情勢の変化を的確に捉えながら、地域の産業発展を力強く後押しできるよう、貨物増加に向けたポートセールス活動を展開するなど、細島港を含む県内港湾のさらなる整備につながる取組を進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○政策調整監（渡辺善敬君）〔登壇〕 お答え

いたします。地方税財政常任委員会の事務局としての取組についてであります。

知事会としての要請活動を実のあるものにするため、国の制度改善に向けて、関係県の幹部等と連携を密にすること、全国の制度の活用実績や制度の継続・拡充要望を調査すること、客観的なデータに基づき、実情を聞き取った上で要請案をつくることなどに取り組んでいるところであります。

御指摘の働く場の創出などに向けた地方拠点強化税制の延長等につきましては、知事の指示に基づきながら、この制度によりマイナスの影響を受ける東京都への直接訪問や、地方創生を取りまとめる関係県との協議に取り組んでおります。

今後とも、一層充実した活動ができるよう、広域連携推進室職員とともに工夫を重ねてまいります。〔降壇〕

○西村 賢議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。

知事の答弁の中でも、大都市集中の是正ということがありました。ぜひ委員長としてもやっていただきたいと思ひますし、当然、大都市を抱える都道府県もごさいます。その人たちとの折り合いもしっかりつけていていただきたいと思ひます。

また、本県の知事としても、しっかりとリーダーシップを発揮していただきたいと思ひます。昨日は知事4期目の出馬表明もされましたが、宮崎県のビッグボスとして頑張っていたいただきますようお願いしたいと思ひます。

関連して、工業用地について質問いたします。

先ほども申し上げたとおり、細島港の工業用地はほぼ埋まった状況にあります。もはや周辺

には事業用の土地が少なく、山を切り開くとなると、かなりの造成費がかかります。

今後の企業立地の用地確保のため、細島港周辺の日向市や門川町などで、県と地元が連携した工業団地の造成はできないものかを商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 企業立地の促進を図る上で、立地の受皿となります工業用地の確保は大変重要であります。

このため、県ではこれまで、日向市や門川町など市町村が実施する工業団地造成に係る調査事業や基盤整備に対して、補助金による支援などを行っております。

工業団地につきましては、企業ニーズと地域の実情を踏まえ整備することが重要でございますので、県といたしましては、引き続き、市町村で行う団地整備を支援するとともに、市町村と連携しながら企業立地を進めることで、県内への新たな投資や雇用の創出につなげてまいります。

○西村 賢議員 ありがとうございます。

続きまして、女性の活躍について伺います。

この数年で、女性の活躍、男女共同参画の推進と言われ続け、一方では、#MeToo運動や医学部合格者の男女比問題など、女性差別が可視化されてきました。

また、LGBTQ運動の拡大もあり、以前は女性だけお得なレディースデー割引という言葉もよく耳にしましたが、最近ではそれすらも減ってきており、社会も大きく変化してきたように感じます。

私も言動に気をつける必要があると思ひ、女性目線で書かれた本を数冊読んで学んでいます。若い世代では男性の育児や家事の参加が広がっているとはいえ、まだまだ社会的に女性の

活躍を後押ししているとは言い難い状況もあります。

昨日の満行議員の質問にもありましたが、政府も、第5次男女共同参画基本計画の中で、政治・司法・経済・社会分野ごとに課題を指摘し、是正に向けての数値目標を示しています。

衆議院議員候補に占める女性割合の政府の数値目標を、2025年に35%に引き上げることに對し、10月に行われた衆議院選挙でも17.7%だったと話題になりました。

先進国の中には、クォーター制を用い、女性議員比率を上げている国もあります。これには女性を増やすことには即効性があるものの、いわゆるげたを履かせることへの不満や不公平感もあります。

知事は、政治や経済分野での女性の活躍に対してどのように考えているのか、知事の思いを伺います。

○知事（河野俊嗣君） こうした政策や方針決定の過程に女性が参画し活躍することは、豊かで活力ある社会を築いていく上で大変重要であると考えております。

このため、政治分野におきましては、選挙における男女の候補者の数をできるだけ均等にすることを旨とする法律が平成30年に施行され、また、経済分野におきましては、女性活躍推進法等によりまして、女性の雇用拡大や管理職への積極的な登用などの取組が行われているところであります。

そして、こうした取組と合わせて、職場や地域社会などあらゆる場において、女性がその意欲と能力を生かせる環境の整備が進んでいくことが重要と考えているところであります。

一方で、男女の固定的役割分担意識が根強く、家事や育児などについてはいまだに女性の

負担が多いなど、解決すべき課題が多く残っている現状にあります。

このような中、県におきましては、今年度、男女共同参画プランの改定を行う予定としております。

また、九州知事会におきましても、男女での育児参加の動画をつくるなど、様々な啓発活動に取り組んでいるところでありまして、今後とも、男女ともに活躍できる環境づくりに、様々な形、様々なチャンネルを通して取り組んでまいります。

○西村 賢議員 第5次男女共同参画基本計画の中でも、「地域において、固定的な性別役割分担意識等を背景に、若い女性が大都市圏への流出が増大。地域経済にとっても男女共同参画が不可欠」とあります。

本県の人口動態の状況を見ますと、毎年18歳から24歳の女性が、県内転入より県外転出が多い転出超過となっており、この直近の5年間では8,000人も、この世代の女性が県外へ流出しています。また、この年代よりも後でも、ほとんどが転出超過となっており、ほとんど戻ってこない現実がうかがえます。この現状を見ると、将来の本県の人口減が容易に想像でき、恐ろしくなります。

若い女性が住みたい、住み続けたいと思う地域でないと、その地域が存続していかないという事は、当然であります。女性が住み続けたい環境をつくっていくことも、政治の役割であると思いますが、女性の都市部への流出に対して、もっと焦点を当てて、しっかりと県、市町村が対策に取り組んでいく必要があると思います。

県の政策決定に女性の意見をどのように取り入れていくか、また、若い意見をどのように取

り入れていくかが鍵となりますが、県の政策において、実際に女性目線で実現した取組があるのか、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 本県では、進学や就職をきっかけとする若年層の県外流出が続いておりまして、議員御指摘のとおり、中でも20歳から24歳の女性につきましては、最近、男性の1.5倍の転出超過の状況にあります。

このため、県の政策におきましても女性の意見を取り入れていくこと、そして、女性に選ばれる宮崎づくりを早急に進めていくことが重要であると認識しております。

これまでも、次世代の女性農業者の育成に向けた交流会の開催や、農業法人の休憩所、簡易トイレの整備支援など、女性がより就労・定着しやすい環境づくりのほか、子育て応援カードのデジタル化による利便性の向上など、女性の意見を踏まえた取組も展開してきているところであります。

引き続き、女性の立場に立った施策の展開に努め、女性が暮らしたいと思う地域づくりに取り組んでまいります。

○西村 賢議員 この数字を計算してみると、本当に恐ろしいなと思いました。これは、県をはじめ市町村との連携を、今後ともよろしく願いしたいと思います。

さらに、本県の現状を見ますと、本県は離婚率が高く、母子世帯も1万5,000世帯を超えています。母子世帯の中には、非正規雇用でアルバイトを掛け持ちしている人もいて、このコロナ禍で影響の大きかった宿泊業や飲食業で働いているケースもあり、厳しい状況がうかがえます。

一般的に夫婦離婚時は、親権は母親側が取る 경우가多く、別れた配偶者が、約束どおり養育

費や慰謝料を払わない事例も多く、ひとり親家庭の困窮の一因となってきました。

先述の第5次男女共同参画基本計画の中でも、ひとり親家庭への養育費の支払い確保を示しており、2020年4月、民事執行法改正により、離婚時の慰謝料や養育費を不払いする者の財産を差し押さえる事前情報提供が厳罰化され、相手方の財産開示の実効性が飛躍的に高まりました。それにより情報開示のハードルが低くなり、最高裁の発表によると、2020年度は3,930件と2019年度の7倍に増えているとのことです。

慰謝料や養育費の支払いが行われることは、ひとり親困窮対策の一助になると思われませんが、本県の養育費・面会交流支援事業の実施状況について、県の考えを福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 養育費の確保を図るためには、父母が離婚する前の明確な取決めと不履行の防止が重要であり、公正証書の作成や家庭裁判所の調停、また、議員から御指摘のありました、不履行の場合の財産開示手続などの法的手続を活用することが有効であります。

このため県では、今年度から養育費・面会交流支援事業を創設し、県母子寡婦福祉連合会を窓口として、法的手続の活用などを必要とするひとり親世帯を対象に、弁護士に無料で相談できる取組を実施しております。

今後とも、市町村やひとり親世帯の支援を行う民間団体などと連携し、本事業の活用を幅広く周知しながら、ひとり親世帯の養育費確保が円滑に行われるよう、必要な支援に努めてまいります。

○西村 賢議員 次に、コロナワクチン接種対

策について伺います。

報道によれば、南アフリカの新種の変異株「オミクロン株」が見つかり、政府も外国人の入国制限を行うなど、素早い対応が取られています。コロナ対策は、まだまだ油断できない状況が続いています。

日本全体で感染者が激減し、少しずつ平穏を取り戻してきていますが、海外に目を向けると、ワクチン効果が弱くなった地域から感染が再拡大しているとの報道もあります。ワクチンの追加接種は重要であると考えますので、幾つか質問を行います。

今年のコロナ第5波の流行時は、県内感染者の急増により、県民から早期のワクチン接種を望む声が多くあり、自治体関係者はじめ、医療、県当局の方々も苦慮されたと思います。

各市町村のコロナワクチン接種において、自治体ごとに接種までの方法が異なり、接種スピードに大きな開きがありました。

遅れている地域の住民からは、不平不満や心配する声が多く上がりました。接種の遅れていた日向市では、市の集団接種に歯科医師会が協力していただき、大変助かりました。

1回目、2回目の初回接種において、遅れている市町村に対して、県はどのようなサポートを行ったのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 1回目、2回目の初回接種におきましては、市町村ごとに差はありましたが、個別接種への地域の医療機関の協力や、集団接種における医療従事者の確保が課題となったところであります。

このため、県におきましては、必要に応じ、接種の遅れが生じている市町村を直接訪問するなど、指導助言を行いながら、個別接種や集団接種の促進に必要な財政支援を行うとともに、

県が医療従事者を公募し、市町村の集団接種において活用いただいたところであります。

さらには、接種が遅れている地域を含めて、県主催による集団接種を県内6会場で実施し、接種率の底上げを図ったところであります。

○西村 賢議員 今後、3回目接種を12月から始めると報道されています。今、感染者数が激減しているうちに予防接種をすることが重要であるとの専門家の意見もあります。一度拡大が始まれば収束するまで時間がかかり、多くの犠牲があることを、我々は第5波のときに体験しました。しっかりと3回目の接種が進むように、追加接種の準備状況、また接種計画について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 3回目の追加接種につきましては、2回目の接種完了から原則8か月以上経過した18歳以上の方を対象に実施されることとなっております。

現在、市町村においては、これまでの接種体制を活用しつつ、準備が進められているところであり、先行して2回目接種が完了した医療従事者に対する接種券について、本日時点で、半数を超える市町村が発送しているところであります。

今後、8か月経過を見越して、順次接種券が発送される予定であり、医療従事者の12月からの接種に続き、高齢者が来年1月から、その他の方々については、おおむね3月から開始される計画となっております。

県といたしましては、市町村への情報提供や支援等を行いながら、円滑な接種に向けて、必要な取組を着実に進めてまいります。

○西村 賢議員 今回の3回目の追加接種に当たっては、2度打ったものと違うワクチンを打つ、いわゆる交互相種も認められています。

これまでと違うワクチンの種類を打つことに県民の不安もあると思いますが、逆に違う種類のワクチンを打ったほうが免疫効果が高いという研究成果もあるようです。

とはいえ、前回の接種で副反応に苦しんだ方々も多く、交互相種の安全性を県民にどう説明していくのかが、接種率向上にも影響があると思います。副反応を含めた交互相種の安全性や効果について、県民に対してどのように周知していくのか。また、現在拡大が懸念されているオミクロン株に対するワクチンの有効性についても、併せて福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 交互相種の安全性や効果につきましては、国の専門家会議におきまして、同種接種と差がなかったことが示され、また国において、3回目接種については、交互相種も行う方針が示されたところであります。

こうした情報も含め、過剰な不安から接種を控えることがないように、県民に適切な情報を発信していくことが大変重要であると考えております。

また、県におきましては、国に対して、交互相種の効果や安全性に対する詳細な情報を発信するよう求めてまいりますとともに、市町村と連携し、新聞等による情報提供や啓発チラシを接種券に同封して発送していただくなど、情報発信に積極的に取り組んでまいります。

なお、オミクロン株に対するワクチンの有効性につきましては、現在、その確認が進められているものと認識しております。

○西村 賢議員 このオミクロン株の拡大というものがないにこしたことはありませんし、また、このコロナも本当に早く収束していただきたいと思っております。また、県当局の皆様方

の長きにわたる努力に感謝申し上げます。

次に、燃油高騰による農業への影響について伺います。

原油高騰と円安進行の結果、灯油・重油などの油脂製品価格は、1年前と比べ6割以上、上昇しています。政府も、備蓄石油の放出を決め、高騰する原油価格に対処していますが、今後の経過も注視していかねばなりません。

燃油の高騰は、車が必需品である本県民の生活を直撃し、家計への影響はもちろんのこと、多くの産業にも影響を及ぼしています。建築資材や食料、家畜飼料などにも影響が出てきており、本県の農業への影響が懸念されます。

これからの時期は、特に、本県のハウス農家にとっては極めて厳しい燃油の経費増、また、畜産業者にとっては飼料高騰という経費増があります。

施設園芸農家にとって、国が燃油価格高騰に備えた施設園芸セーフティネット構築事業を準備し、募集締切りを延長して、農家に加入を促しています。また、畜産飼料の高騰対策としては、国が配合飼料価格安定制度への加入を促していますが、それらの事業を県はどのように推進しているのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（牛谷良夫君） まず、施設園芸セーフティネット構築事業は、現在、12月17日を期限とする3次公募が実施されており、県では、部のホームページ「ひなたMAFiN」や、関係機関を通じた農業者への情報提供に努めるなど、制度への加入を積極的に進めているところであります。

また、畜産の配合飼料は、海外の生産状況や為替相場による価格変動が大きいことから、配合飼料価格安定制度への農業者の関心が高く、その加入は進んでいるものと認識しております

が、今後、関係団体と連携し、さらなる制度の周知に取り組んでまいります。

いずれの対策も、農家経営を守る重要な制度であり、今後の価格高騰の状況によっては、基金枯渇も予想されますことから、関連予算の確保等について、引き続き国に対し強く要望してまいります。

○西村 賢議員 ありがとうございます。

次に、ゼロカーボン政策と山の保護について質問いたします。

先般、英国で開催されましたCOP26では、先進国と後進国の意見の相違、各国の思惑の違いが顕著に表れた結果で終わりました。

しかし、温暖化を防ぐというゼロカーボンへの取組は、行政にとっても喫緊の課題となっています。

数ある発電の中でも、CO₂を全く発生させない水力発電は最も理想的だと言われており、付加価値が高まっています。

現在、本県では、企業局のダムが水力発電を行い、九州電力に売電しています。九州電力とは現在長期契約中であり、16年契約で残り4年となっています。売電価格は2年置きに契約更改を行っているようですが、今の売電価格が妥当な額なのでしょうか。

現在、電力自由化で複数の新電力企業が誕生しております。九電との契約が悪いというわけではありませんが、長期契約終了後は、より高額な売電を新電力企業へ行うことが可能なのか、企業局長に伺います。

○企業局長（井手義哉君） 企業局が運営する12の水力発電所に係る電力につきましては、総括原価方式に基づき、必要な費用と利益を確保し、安定した経営を継続していくため、九州電力株式会社と、平成22年度から令和7年度ま

での電力需給に関する基本契約を締結し、2年置きに料金の改定を行っているところであります。

近年では、電力システム改革の進展により、多くの新規小売電気事業者、いわゆる新電力が参入しており、基本契約の期間満了後は、これら新電力を含めて、売電先の選定を行うこととなります。

その選定に当たりましては、引き続き健全経営の維持を最優先としつつ、国や他の公営電気事業者、電力市場の動向を注視しながら、脱炭素社会の実現に寄与する水力発電の価値が適正に評価されるよう、的確に対応してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 さらに企業局長に伺います。

企業局では、平成18年より、水源涵養のため、未植栽地を対象に植栽を行う緑のダム造成事業を実施されていますが、この事業の意義と今後の展開について伺います。

○企業局長（井手義哉君） 緑のダム造成事業は、企業局の発電事業に関係するダム上流域の未植栽地を、水源涵養機能の高い森林として整備するもので、安定的な電力供給に資することを目的としております。

これまで、県内8河川、35か所、面積にして502.5ヘクタールの山林を取得し、植林や下草刈り等を実施してまいりました。

電力の安定供給はもとより、土砂流出防止による濁水の軽減や、二酸化炭素吸収による地球温暖化防止など、環境保全にも貢献しているものと考えております。

また、記念事業として行う植樹祭では、地元の小学校の児童やその保護者が、実際に植林を体験することから、自然環境意識の啓発といった効果も期待されるところであります。

企業局としましては、今後とも、森林組合をはじめ地元市町村の協力もいただきながら、本事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 すばらしい事業だと思いますので、継続していかれるようお願い申し上げます。

本県にとって、木材需要の高まりは追い風となり、長らく放置されていた人工林も、伐採が進んできています。しかし、一方では、伐採後に植栽されず放置されている山林が、あちこちに見られるようになりました。山を荒地のまま放置することはできず、国土保全の観点からも、再生林は喫緊の行政課題となっています。

林野庁は、通常より早く成長する早生樹の植栽を強化すると発表しました。杉を植栽して伐採し、収益を上げられるまでに40年から50年の月日と、間伐などの手間とコストがかかります。林野庁が植栽候補に挙げているセンダンは、成長速度が速く、杉の約半分の年月で成長します。

センダンの木目自体は、家具材やフローリング材などに適しているそうで、荒廃地対策のみならず、有効活用も考えられます。

本県のセンダンの植栽の取組について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（河野譲二君） 県では、多様で豊かな森林づくりの一環として、広葉樹造林を推進しており、この中でセンダンは、これまでに約80ヘクタールが植栽されております。

センダンは、真っすぐに仕立てることができれば、20年程度で伐採し、家具の材料として利用できることから、県では昨年度、モデル林を設置し、その実証に取り組んでいるところであります。

また、県内における取組事例としては、諸塚村の林業研究グループが、センダンを加工している福岡県大川市の家具工業会と合同での植栽や、育林に関する研修会を実施しております。

センダンなどの早生樹は、短期間で成長し、森林吸収源対策の有用樹種としてゼロカーボン社会の実現にも貢献することから、県としましても、引き続きその普及に努め、多様で豊かな森林づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。本当にセンダンというのはすばらしい木だなと思っております。また、センダン以外にも早生樹の種類はあるそうです。県の林研センターでの研究も深めていただきますようお願いいたします。

続きまして、教育環境について質問いたします。

本県の県立高校が校区自由化となり、14年が過ぎました。校区自由化の影響で、人気の学校の競争率は上がりました。しかし、競争倍率が1.0倍を超えている普通科高校は、全体で僅か4校であると聞きました。学校ごとの特色ある学校づくりは進んでいるのでしょうか。

この競争倍率から考えると、県下一円に多くの高校がある中で、中学生が志望校を決めていく際の参考となる特色ある学校づくりとは何なのでしょう。特色ある学校づくりの取組状況を、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、各高校の魅力を高め、中学生から選ばれる学校となることを目標に、特色ある学校づくりを進めております。

そのため、昨年度から各高校の使命を改めて吟味し、本年7月にはスクールミッションとし

て再定義し、公表したところであります。

このことを踏まえて、各高校におきましては、例えば、新たに整備したICT機器を活用して海外の学校とオンラインでディスカッションをしたり、導入した最新のデジタル設備を活用して最先端の職業教育を行うなど、魅力ある教育活動に取り組んでいるところでございます。

さらに、各高校の生徒が主体となってPR動画を作成し、それをユーチューブで発信することで、これまで以上に、中学生の学校選択に資する取組を進めてきたところであります。

○西村 賢議員 もっと中学生の参考となるように、分かりやすい差別化というか、特色づくりをお願いしたいと思います。

人気の学校、遠くでも通いたいという学校には、まず学力レベルが高い学校が挙げられます。中学生にとっては、県立学校に限らず、私立高校も進路の選択肢に入ります。

日向市の生徒を例に挙げますが、日向市から電車を利用し、宮崎市方面、延岡市方面に通う生徒も多くなってきました。通学のための費用はばかになりません。同じ学校に兄弟が2人以上通うようなケースでは、宮崎市内に家を借りて、母親がついていくこともあります。

また、来年4月からJR九州は特急料金を値上げする方針を打ち出しました。コロナ禍で電車の本数が減便され、さらに値上げとなると、通学する家庭の負担に影響があります。

さらに具体的な話をしますと、日向や門川から延岡高校に通い、朝課外に出席するためには、どうしても1便目の特急列車に乗らなくては間に合いません。延岡高校全校生徒数721人のうち、JR通学者は132人もいます。2割弱もの生徒が電車を利用しています。これは延岡高校

だけの状況です。県内各地域の遠距離通学を合計したら、果たして何人になるのでしょうか。

私は、JR九州宮崎事業部にも、普通電車の増便や値上げ見送りに対して相談に行きました。JRとしては、エクセルパス（特急定期券）の値上げは行わないというのが精いっぱい回答でありました。

このような問題は、校区自由化を決めたときから想像していなかったのでしょうか。これは日向市の生徒や保護者だけの問題ではなく、県内各地から遠方の高校に通わざるを得ない生徒が多くなっている現状を教育委員会は見過ごしてきたのかと、疑問を抱かざるを得ません。

朝課外については、前の議会でも議論がありました。県立普通科高校での朝課外はやるといふ方針が変わらないのであれば、せめて開始時間を遅らせる対応等はできないのか。来年4月の特急料金の値上げ、まだその前の中学3年生が目標高校を決めるまでに、何らかの解決策が示されるといいかなと思いますが、教育長の考えを伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） コロナ禍の中、列車やバスの減便等によりまして、遠距離通学の生徒や送り迎えをする保護者の皆様の負担が増すなど、通学に影響が生じていることは認識しております。

今後は、校長会とも連携し、課外の開始時間の設定も含めた朝課外の在り方について、PTAと学校が丁寧に協議を重ねるよう、働きかけてまいります。

○西村 賢議員 もうこれは14年たってきて、徐々に徐々に遠距離に慣れていったこともあるかもしれませんが、これはもう教育委員会だけの問題ではないかもしれません。前教育長、副知事も執行部側にいらっしゃいますけれ

ども、これは県全体でしっかりと考えていかなければ、先ほどのJRの減便でありますとか、場合によってはバス等も減便されていく地域もあるかと思えます。遠距離通学というものは、その家庭にとっては非常に負担が重いものでありますので、執行部全体でも考えていただきたい問題だと思っておりますし、教育長におきましては、早く何らかの解決策を示していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

今回のコロナ禍で大きく進んだことは、デジタルデバイスの活用であると思えます。Zoom会議、オンライン会議は時短にもつながり、かなり実用化もされてまいりました。

先日、新型コロナ対策特別委員会で泉ヶ丘高校に伺った際、ICTを使った授業を視察しました。その活用風景には驚かされました。各教室でデジタルデバイスが活用され、先生方も授業にうまく取り入れていました。中には不得意な教員もいるかと思いますが、その先生方の努力にも敬意を表したいと思えます。

しかしながら、まだ生徒全員に渡せるほどのタブレット端末がそろっておらず、3人で1台を使っていました。今後、全員に行き渡るまでにどのくらいかかるのか、また、このデジタルデバイスの導入で教員の負担はどうなっているのかを教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、高等学校段階における1人1台の学習者用端末の整備につきて、全ての県立学校において来年度中にスタートすることを目標に、現在、整備方針の最終案をまとめているところであります。

具体的には、個人が所有する端末の使用を原則とし、端末が用意できない生徒につきて

は、貸出し用端末の整備等に対応する方向で検討しております。

次に、教員の負担についてであります。学校におけるデジタルデバイスの活用は、授業の効率化などメリットが大きい一方、操作に苦手意識を持つ教員が負担を感じていることも承知しております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、中核となる教員の育成や研修等の充実により、教員の不安解消や負担軽減に努めてまいります。

○西村 賢議員 生徒たちは楽々使うんですね、タブレットを。生徒たちは楽々使って、先生たちが教えてもらっているような状況もあるかと思いますが、我々が視察した中では、非常に生き生きとといいますか、先生たちもうまく活用して使っていました。黒板に文字を書く時間の短縮でありますとか、生徒に向かう時間が増えるとか、そういったメリットもあると思います。

今後とも、このデジタルデバイスの活用というものをしっかりと研究して、続けていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、オリンピック新種目の本県の取組について伺います。

今年、オリンピックの競技種目となったサーフィンやスケートボードは、日本人選手の活躍もあり、大きな感動を呼びました。

スケボーと略しますが、スケートボード競技の実況から、「13歳、真夏の大冒険」「ゴン攻め」「ビッタビタ」は、流行語大賞にもノミネートされています。ちなみに、流行語大賞は、本日発表されるようであります。

サーフィンやスケボーは、かつてはちょっと不良がやるようなイメージがありました。オ

リンピック代表の活躍も追い風となり、スポーツとして認知され始めました。愛好者も増えてきているとのことです。

宮崎県はサーフィン天国であることは、既に御承知のことでしょうが、サーフインはレジャーであるとともに、競技スポーツであることを県が応援していくことも、これからは必要ではないかと思えます。

今年の東京オリンピックの活躍でも分かる通り、活躍する選手は幼少の頃からそのスポーツを始め、国内・国際的な大会で技術力やメンタルを身につけています。

今後、本県からこの分野で活躍できる選手を発掘し、育てていくことも重要ではないかと思えます。宮崎県内ではサーフィンのアマチュア大会も開催され、小学生が出場しているクラスもあります。ジュニアサーファー育成について、県の取組状況を教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在、本県では、ジュニアサーファー育成の場として、競技団体等が主催し、小中学生も参加できる大会が、県内各地で年間複数回、開催されております。

その結果、全国大会等の上位大会に進む選手も見られるなど、ジュニアサーファーの育成を図る上で貴重な機会となっております。

また、近年は、恵まれた環境を生かして、サーフィンを教育活動に取り入れる学校もあり、宮崎市、日南市、日向市におきまして、体育の授業や部活動等で行う例が見られております。

今後は、ジュニアサーファーの育成や強化などの体制づくり等について、関係団体等との協議を進めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 サーフィン愛好者の中にはスケートボードの愛好者も多く、スケボーもサー

フィン同様に東京オリンピックで人気が出ましたが、宮崎市を除いて、県内にはスケボーを安全にできる環境が少ない状況にあります。

日向市では、スケボー愛好者のために駅の高架下を時間限定で許可していましたが、マナーや時間を守らない人が増え、夜間の騒音やごみの放置が問題となりました。原因の一つは、愛好者が増えて場所が狭くなり、自由に使えないことも背景にあります。スケボーできる環境が少ないので、市外からわざわざそこにやってくる人もいるという話も聞きました。

許可時間内でやっている少年たちは、誰にでも挨拶をしますし、マナーも非常によいです。一部の利用者のせいで、いつまでも不良のイメージが残ってしまうのは残念であります。

日向市の高架下も、特段何かが設置されているわけではなく、管理者も不在の場所です。安全性にも問題があると思います。

安全にスケートボードができるスケートボードパークが、公園や運動施設内に建設されることが望ましいと思いますが、スケートボード普及に向け今後どのような取組ができるのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） スケートボードにつきましては、東京オリンピックで、本県出身のスカイ・ブラウン選手が銅メダルを獲得し、県民に感動を与えるなど、身近なスポーツとして関心を集めているところであります。

そのため、広く県民にスポーツを普及することを目的に県教育委員会が実施しております、みやざき県民総合スポーツ祭での大会実施を目指し、関係団体と、まずは組織体制づくりを進め、運営方針や施設整備の在り方等につきましても協議を行ってまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 ありがとうございます。

このサーフィンやスケートボードというものは、県民の中にもいまだにやんちゃなイメージがありますが、一方では若者に人気があり、かっこよく、また、非常に明るい、いいイメージもあったスポーツでもあります。また、レジャーとしても非常に人気もあります。しっかりとスポーツとして確立して、県民のイメージアップも図っていただけるように後押ししていただきたいと思います。また、宮崎県も国スポ開催に向けて、今、準備しているところであるとは思いますが、サーフィンやスケートボードは正式競技の中には入っていません。宮崎国スポではサーフィンがデモンストレーション競技には入っていると聞いています。ぜひ、この2つの競技に宮崎県から火をつけて、正式競技になるような後押しも、知事はじめ執行部の皆さんにお願いしたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

○中野一則議長 次は、日高陽一議員。

○日高陽一議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。本日、自由民主党4番目、昭和48年生まれ、48歳、うし年、年男、日高陽一です。

今年も残り1か月となりました。

うし年というのは十二支の2番目のえとであることから、ねずみ年にまいた種が芽を出して成長する時期とされ、結果を求める時期ではなく、結果につながる道をこつこつと造っていく、我慢の年とされているようです。

県民の皆さんにとっても、大切な家族、親族での集まり、友人との楽しい旅行、部活の仲間たちとの練習や遠征など、様々なことを我慢する年になったのではないのでしょうか。

しかし、年末になるにつれて少しずつ花が咲

き始めています。

本日で、コロナ感染者ゼロの日が42日連続しています。オミクロン株も心配ですが、しっかりと対策を取って、とら年がいい年になることを願いながら質問していきたいと思えます。

コロナが落ち着いてきた今、自粛でたまった鬱憤を晴らすかのように、スポーツがはやり始めています。野外でソーシャルディスタンスを保ってプレーできるゴルフなどは、年内どこのゴルフ場も予約が取れないほどです。

特に、宮崎の秋の風物詩であるダンロップフェニックストーナメント、リコーカップが行われた先週、先々週は、せっかく宮崎まで観戦に来たのだから、自分たちもこのすばらしい環境でプレーしていこうと、どこのゴルフ場もいっぱいだったそうです。

コロナ禍においてもニーズの絶えないスポーツコンテンツは、コロナ禍に強い観光資源であり、コロナ禍にあって健康づくりや屋外スポーツに注目が集まっている今こそ、スポーツランドみやざきとしては、大きな飛躍のチャンスなのではないでしょうか。

ポストコロナを見据え、スポーツを活用した観光振興に取り組むべきだと考えますが、知事の考えをお伺いします。

以下の質問は、質問者席よりお伺いいたします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

本県では、長年にわたり官民が連携してスポーツランドみやざきの旗を掲げて、これを観光の大きな柱として取組を進めてまいりました。

その結果、プロ野球やJリーグなど、毎年100億円以上の経済効果を生み出す春季のスポーツ

キャンプの実施はもとより、ラグビーの国内外代表チームのキャンプやサーフィン国際大会の誘致実現などの成果を上げてまいりました。

コロナ禍の影響によりまして、本県観光は、かつて経験したことがないほど厳しい状況に置かれております。コロナ収束後の反転攻勢に向けた取組を積極的に進めていく必要があると考えております。

このため、県としましては、本県の強みであるスポーツを活用した観光誘客をさらに推進することとし、スポーツキャンプ・大会の全県化、通年化、多種目化を図るとともに、スポーツ観戦等を目的に来県する方々を観光地に誘導する仕組みづくりでありますとか、本県の環境を生かしたゴルフ、サーフィン、サイクリング、スキー、アイススケート、本県ならではの、こうした快適な環境を生かしたスポーツツーリズムにも取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。[降壇]

○日高陽一議員 宮崎のスポーツイベントの一つに、今年で18回目の開催を迎えたフェニックスリーグがあります。この大会は、ファーム日本選手権終了直後から、約3週間にわたって行われるプロの教育リーグです。甲子園や大学野球で活躍した12球団の有名な若手選手が、この宮崎に集結します。日本シリーズ前には、日本一をかけた選手が調整で、試合感覚をキープするために参加いたします。

そんな大会が何と無料で観戦できる大会です。全国には多くのプロ野球ファンがいます。しかし、このフェニックスリーグに関しては、必ずしも認知度が高くありません。

フェニックスリーグは、情報発信次第でさらに盛り上がりが見られると思いますが、今後の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたし

ます。

○商工観光労働部長（横山浩文君） フェニックスリーグは、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、昨年度と今年度は無観客での開催となりましたが、令和元年度は大会期間中127試合が行われ、3万人を超える来場者があったところでございます。

議員御指摘のとおり、この大会は、今後の活躍が期待される若手選手が多く出場する大会であり、クライマックスシリーズに向け、1軍主力選手が出場することもございます。

このため、主催者の日本野球機構とも連携しながら、県や宮崎市、日南市などで組織する実行委員会におきまして、SNSやメディアを活用した積極的な情報発信を行いますとともに、選手と直接触れ合えるイベント等のファンサービスの充実などに取り組むことで、今後より一層の集客増に努めてまいります。

○日高陽一議員 現在は、コロナ禍の影響で国内のプロ野球12球団が参加しておりますが、コロナ前は、韓国の球団や四国アイランドリーグも参加されておりました。

今後、アジアのフェニックスリーグとして、韓国だけではなく台湾やフィリピンからも参加を促し、16球団や20球団とすると、国内外から多くのファンが訪れると思います。ポストコロナを見据えたインバウンド対策としても有効だと思いますので、ぜひ御検討ください。

続いて、屋外型トレーニングセンターについてお伺いします。

さきの9月議会で債務負担行為を議決しましたが、県が主体となってオーシャンドーム跡地にラグビー、サッカー、陸上等の国内外のトップアスリートの合宿拠点を整備する屋外型トレーニングセンターについて、地元はもとよ

り、多くの関係者から大きな期待が寄せられています。

屋外型トレーニングセンター整備事業の進捗状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 屋外型トレーニングセンター整備事業につきましては、去る9月定例会におきまして債務負担行為の議決をいただいた後、10月19日に事業者を選定するための公募手続を開始し、昨日、企画提案書の受付を終了したところでございます。

今後、審査委員会におきまして審査の上、受注候補者を決定し、来年の2月定例会に関連する予算及び本契約議案の提案を行い、議決いただけたら、来年4月から設計・施工に着手することとしております。

○日高陽一議員 このトレーニングセンターは、コロナにより落ち込んだ本県の経済の回復を図っていくための大きな起爆剤ですし、スポーツランドみやざきを次のステップに進化させるための重要な拠点だと思います。

他県でも、スポーツ施設を充実させ、全日本クラスのチームやプロスポーツチームなどを誘致しようとする動きがあります。ぜひ、他県に負けないような対応をよろしくお願いいたします。

屋外型トレセン以外にも、宮崎では国スポに向けて、体育館、陸上競技場、プール、その他の会場と、準備が着々と進んでいますが、本番に向けた競技力向上のための練習拠点の施設をしっかりと準備、整備していくことも重要だと思います。国民スポーツ大会に向けた練習拠点施設の整備状況について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 練習拠点施設は、

選手育成や強化の拠点であることから、計画的に整備を進めているところであります。

現在の整備状況は、新たな施設としまして、延岡星雲高校のアーチェリー場が今月完成するほか、宮崎工業高校の水球プールも、今年度工事に着手し、来年度完成する予定であります。

さらに、宮崎市に体操場とスポーツクライミング施設を、延岡星雲高校に相撲場の整備を予定しており、今年度、調査・設計等を実施いたします。

また、既存施設の整備につきましては、自転車競技場の大規模改修と富田浜のしゅんせつを予定しており、今年度、測量及び調査・設計を実施いたします。

今後、競技団体等と連携を図りながら、必要な練習環境の整備を進めてまいります。

○日高陽一議員 昭和54年の第34回大会「日本のふるさと宮崎国体」を一つの契機として、宮崎はスポーツランドみやざきとして大きく成長いたしました。

そして、今回、2027国スポに向けて準備が進んでいますが、未来への投資を、今後の本県の観光戦略や県外からの誘致の取組にどう生かしていくのかが、大きな課題だと思います。

本県で開催予定の国民スポーツ大会等に向けたスポーツ施設整備後の新たなスポーツキャンプ・合宿誘致等の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 本県では、国民スポーツ大会に向け、陸上競技場やプール、体育館をはじめとする施設整備が進んでおり、これにより、国内外のトップアスリート等のスポーツキャンプ・合宿の誘致や国際スポーツイベントの開催など、さらなる受入れが可能になるものと考えております。

このため、県といたしましては、今後、国内で開催される世界大会等に向けた海外代表チームの事前合宿の情報収集や、陸上・水泳等の中央競技団体への誘致セールス活動の強化、アマチュアスポーツ合宿をターゲットとした誘致セミナーの開催など、市町村等と連携しながら、新たに整備が進むスポーツ施設を活用したスポーツキャンプ・合宿等の誘致に積極的に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 新たにすばらしい陸上競技場もできます。宮崎県にゆかりのある旭化成は、去年は3位でしたが、2017年から4年連続日本1位のチームでありますし、箱根駅伝常連の青山学院大学もキャンプを行っている、すばらしい環境があります。

シード権を持つ大学などの合宿をもっと誘致して、将来は大学駅伝の山之口での開催を企画できないでしょうか。ちなみに、青山学院大学の原監督も熱望されているそうです。

ほかにも、これだけのJリーグチームがキャンプを行う宮崎で、フェニックスリーグのサッカーバージョンを行うなど、ぜひ、この新たにできる施設を、最大限に宮崎スポーツツーリズムに生かしていただきたいと思います。

宮崎国スポを迎えるに当たり、スポーツランド宮崎に磨きがかけられます。新たなスポーツランドみやざきがどう生まれ変わるかが楽しみです。

先日、みやざき臨海公園に行ってまいりました。すごく天気もよく、景色もいい場所で、たくさんの若者や子供たちが様々なスポーツを楽しんでいました。ロサンゼルスベニスビーチを思い出させてくれる風景に、大きな可能性を感じました。

この公園にはヨットハーバーもありますし、

もう既に有名なおいしいハンバーガーショップもあり、この場をもっと整備することで、観光のスポットとして可能性が広がると考えますが、みやざき臨海公園の施設の充実についてどのように考えているのか、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） みやざき臨海公園は、海洋性レクリエーションの拠点として多くの方々に利用されており、県では、利用者の安全・安心や利便性の向上に向けて、施設の充実に取り組んでいるところであります。

昨年度は、マリナーの南側に津波避難高台を整備するとともに、今年度は、照明設備の増設や、遊具を併設した小さなお子様向け広場の設置に加え、ランニングなどのできる周遊コースの整備やサイクルステーションの設置も進めております。

今後とも、海水浴やマリンスポーツ、日向灘を眺望しながらの散策など、県民の皆様楽しんでいただける水辺空間を提供できるよう、指定管理者とも連携しながら、快適な公園づくりに取り組んでまいります。

○日高陽一議員 すばらしい空間をもっともっと生かしていただきたいと思います。

続いて、アーバンスポーツについてお伺いいたします。

アーバンスポーツとは、BMX、スケートボード、スポーツクライミング、パルクール、インラインスケートなど、どちらかという若者向けの新しいスポーツです。今、世界中で注目されているスポーツですが、今年のオリンピックに採用され、アーバンスポーツは国外からますます熱い視線を注がれています。

西村議員も先ほど、スケートボードに関して質問されていましたが、全国に先駆けてアーバ

ンスポーツの県内での普及を図るべきだと考えています。アーバンスポーツの普及についてどのように考えているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 東京オリンピックにおける、スポーツクライミングやスケートボードなどのアーバンスポーツ選手の輝かしい活躍は、記憶に新しく、多くの人々に感動を与えてくれました。

アーバンスポーツは、若い世代に人気のあるスポーツでありますことから、新たなスポーツ人口の拡大が期待できるものと考えております。

県教育委員会といたしましては、宮崎県民総合スポーツ祭でのアーバンスポーツ実施について、関係団体等と協議を進めてまいりたいと考えております。

○日高陽一議員 このコロナ禍の中、私たちは心が疲弊してしまい、他人のいいところよりも、どうしても悪いところが目についたり、批判したりと、他人を思いやることよりも、内向きな姿勢になりがちだったと思います。

このような中、オリンピックのスケートボードで、対戦相手の選手が大技を決めた瞬間の彼らの態度を見たときに、びっくりしました。特に、金メダルの選手が決まった瞬間、その選手をみんなで担ぎ上げ祝福するところを目の当たりにし、初め何をしているのか理解ができませんでした。ほかの競技では見たことのないシーンです。ライバルみんなで祝福していると気づいたとき、私は感動して、思わず涙が流れていました。こんな時代だからこそ、人をリスペクトすることの大切さを心の底から感じました。

アーバンスポーツが危ないとか、治安が悪くなるなど、大人の勝手なイメージで子供の可能

性を潰すのではなく、ぜひ応援をしていただきたいと思っております。

先日、第27回日本トライアスロン大会が宮崎市で行われました。しっかり感染対策を徹底する中で、たくさんの選手が参加されたようです。僕の同級生にも、このコロナ禍で自転車を始めた仲間がいます。全国でも、自転車競技の大会のエントリーが増えているようですし、通勤途中も自転車で通勤している人をよく見かけようになりました。県庁前にもブルーの矢羽根型路面標示が設置され、県では自転車活用推進計画が策定されているようです。

自転車を利用する方が多くなる中で、自転車を利用する道路の整備も必要だと思いますが、県管理道路における矢羽根型路面標示の設置状況と今後の取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 矢羽根型路面標示につきましては、自転車が通行する位置や方向を明示するとともに、自動車ドライバーへの注意喚起を目的として、計画的に設置を進めているところです。

県管理道路におきましては、県庁周辺における県道宮崎島之内線や、日南海岸サイクリングルートを形成する県道内海加江田線の約9キロメートル区間において設置が完了しております。

さらに、同ルートにおいては、今年度、串間市街地から都井岬までの区間に着手するとともに、その後は、宮崎市街地から日南市風田までの区間についても設置を進めることとしております。

県としましては、引き続き関係機関と連携しながら、安全で快適な自転車通行空間の整備に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 この矢羽根型路面標示に関しては、県民にはそれほど知られていないと思います。場所にもよりますが、自転車は車道の左側を走るということも知らない方がいらっしゃいます。

コロナ禍で自転車の利用が増える中で、しっかりとしたルールを周知すべきだと考えますが、「宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の啓発・周知について、県の取組状況を総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 「宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」は、自転車の安全で適正な利用及び自転車損害賠償責任保険等の加入義務などを主な内容としておりまして、本年4月1日に施行されました。

自転車は手軽な乗り物として幅広い世代で利用されておりますけれども、その安全で適正な利用を図りますためには、自転車の利用者はもちろん、歩行者や自動車等の運転者も、交通法規への理解を深め、お互いに配慮し合うことが重要であります。

このため、条例の目的や内容について、テレビやラジオ、SNSなど様々な媒体を活用し、若者から高齢者まで幅広い世代に向けて、積極的な情報発信に取り組んでいるところであります。

今後とも、関係機関・団体と緊密に連携しながら、条例の啓発・周知に努めてまいります。

○日高陽一議員 コロナも落ち着き、隣県から多くのサーファーが訪れ、今、サーフィンを楽しんでいます。

サーファーの中には、聴覚に障がいを持った方もいらっしゃいます。万が一、サーフィンを楽しんでいる最中に地震・津波警報が発せられ

た場合、サイレンや呼びかけは、聴覚障がいの方には届きません。

気象庁では、津波警報などの発表時に海水浴場にいる聴覚障がい者に対して、赤白格子の旗を使って避難を呼びかけることを決めたそうです。

災害等の発生時や避難時に、聴覚障がい者が情報を取得するための方法及び県の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 聴覚障がい者の方が災害時に情報を取得する方法としましては、県の防災情報メールのほか、携帯電話会社の緊急速報メール等があります。

また、発災時の民生委員等による支援、宮崎県聴覚障害者協会の連絡網、市町村、関係団体等と連携した様々な取組により、必要な支援が講じられているところであります。

さらに、新たな方法といたしまして、昨年度、新型コロナの感染防止の観点から導入された、遠隔地にあってもタブレット端末等を介して手話通訳を提供できる遠隔手話サービスにつきまして、今後、災害時の避難所において聴覚障がい者の意思疎通支援にも活用できるよう、関係団体とも必要な検討を行ってまいります。

○日高陽一議員 協会などに入っていない、観光でいらっしゃる方にもすぐ伝達できるように、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

今、コロナ禍で、インバウンドは皆無の状況にあります。コロナの状況によっては、ゴールデンウィーク前には再開したいとの意見も耳にします。

動けないときだからこそ、今のうちにたくさん種をまいておく必要があると思ひます。インバウンド再開に向けての準備をするべきだと考えますが、現在の取組状況について、商工観光

労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 海外からの入国のうち、観光目的の入国、いわゆるインバウンドにつきましては、現在認められておらず、その再開時期は不透明な状況にございます。

こうした中、県では、インバウンド再開後、早期に本県の誘客を図るため、韓国、台湾、香港などに向け、インフルエンサーや動画を活用したSNSでの情報発信を実施しております。

また、香港の中高生を対象に、教育旅行誘致のためのオンラインツアーを実施しております。

このほか、本県の強みであるゴルフやサーフィン、サイクリングなどのスポーツツーリズムの商品造成や受入れ環境整備などにも取り組んでいるところであり、今後とも、インバウンド再開を見据え、しっかりと準備を進めてまいります。

○日高陽一議員 宮崎県でも、コロナ前には行政関係者や経済界の様々な関係者によるオール宮崎で台湾を訪れましたが、やはりこの形をつくるまでには様々なやり取りが必要だと思います。

こうしたコミュニケーションを、今できるオンラインで積極的に行うべきだと思いますけれども、コロナ禍の中、県におけるオンラインによる国際交流の実施状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 新型コロナの世界的な感染拡大により、海外との往来が厳しく制限される中、県といたしましても、オンラインによる国際交流に取り組んでおります。

具体的には、昨年度から、本県と台湾の高校

生が行うオンライン交流に対する補助事業を実施しており、スポーツや観光をテーマにした交流が行われたところでございます。

また、今年5月には、友好交流協定を締結している台湾桃園市の市長から知事へのオンライン表敬が実施され、新型コロナ収束後の交流再開などについて意見交換が行われました。

さらに、今年6月、ハワイ宮崎県人会の定例会がオンラインで開催されたことで、職員の参加が可能となり、本県の近況を話題とする中で、ふるさと宮崎への思いを共有できたところでございます。

○日高陽一議員 とてもよい取組だと思いません。高校生が行うオンライン交流に対する補助もありがたいです。高校生同士のオンラインによる国際交流をすることで、宮崎の名前はインプットされ、関係人口を大きく増やせると思います。

今、世界の人がアフターコロナに行きたい国の1位は日本です。特に台湾は、日本からのワクチンの供給もあり、日本に行きたいという割合がとても高くなっているそうです。

そのような中、桃園市から知事へのオンライン表敬が実施されたことは大変重要ですし、ぜひ、様々な業界でも台湾とのオンライン交流を行い、関係人口を増やしていただきたいと思えます。世界一行きたい国、日本の中から宮崎を選んでもらうために、よろしく願いいたします。

オンライン交流は、コロナ禍における有効な交流手段と考えますが、収束後はどのように国際交流に活用していくのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（横山浩文君） 御指摘のとおり、オンライン交流は、コロナ禍にあつて

も国際交流の取組を進める上で有効な手段でありますとともに、交流の頻度を高めたり、交流のきっかけづくりといった効果が期待されることから、引き続き活用していく必要があると考えております。

一方で、国際交流を推進する上では、現地の風土や文化に直接触れることも大変重要であります。

このため、新型コロナ収束後においては、オンライン交流と対面での交流を組み合わせることで、より厚みのある交流につなげ、宮崎の魅力を海外に広く発信することにより、関係人口の増加につなげてまいります。

○日高陽一議員 今年の2月は、スポーツキャンプが無観客での開催になったため、知事の答弁にもありましたが、毎年100億円以上の経済効果を生み出す繁忙期の2月に大きなダメージがありました。プロ野球やJリーグのファンの方など、関係人口は宮崎にとっていかに大事なのか、実感いたしました。

コロナ禍の中で今できること、関係人口を増やすためにオンラインの交流をぜひ充実させていただきたいと思えます。

関係人口を増やす一つに、ワーケーションがあります。昨年2月から質問させていただいていますが、10月に宮崎ワーケーション推進協議会が設立されたと聞いています。その設立の趣旨や取組内容等について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） ワーケーションは、観光誘客をはじめ、将来的な移住者の確保など、様々な波及効果が期待されますことから、関係者が一体となって取り組むことが重要であると考えております。

このため、協議会の設立に当たりましては、

県内の宿泊・交通・旅行関係事業者などの民間企業や経済団体、市町村に広く呼びかけを行い、民間24社、関係団体14団体、行政24団体の計62団体の参加を得て発足したところであります。官民での協力組織としては、九州では初となったところであります。

会長には、宮崎大学の桑野地域資源創成学部長に就任いただくとともに、協議会の中に実務者で集まる研究会を設けたところでありまして、今後、事例発表や先進地域の情報共有、意見交換などを行うこととしております。

○日高陽一議員 大変充実した協議会だったと聞いております。感染症の影響がまだまだ残る中、密にならず、自然を満喫しながら、仕事もしっかりできるワーケーションという新しい働き方が根づいていくと思われまます。

県では、協議会設立を契機として、ワーケーションの取組をどのように展開していかれるのか、今後の方針について総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） みやざきワーケーション推進協議会には、民間からも宿泊・交通・通信など様々な分野から参画いただいておりますので、この協議会の場を活用しながら、官民一体となったPR活動や受入れ体制の構築を図ってまいります。

また、県におきましては、ワークスペースや宿泊施設、アクティビティなどワーケーションに関する情報を一元的に発信するためのホームページの作成を進めるとともに、大手旅行会社とタイアップしたモデルプログラムを開発中でありまして、その実証のため、有識者を招いたモニターツアーも、今月から来月にかけて実施する予定であります。

これらの取組を通じまして、本県でのワー

ケーションの魅力都市部の企業にアピールするとともに、県内各地での受入れの促進を図ってまいります。

○日高陽一議員 どうぞよろしくお願ひいたします。

ここまで、観光に関する質問をさせていただきました。観光は裾野が広い業界であります。宮崎県は、コロナが落ち着いてから、今現在、宿泊施設はほぼ満室状態であります。ジモ・ミヤ・タビキャンペーンは、他県に比べても、平日の県からの2,000円の上乗せキャンペーンを行うなど、全国的にも先駆的な取組でしたし、宿泊事業者から、非常に好評でありがたいと聞いております。

国は、新たな経済対策において、新たなG o T o トラベル事業の実施を掲げるとともに、県民割の対象を近隣県域に拡大させています。

本県においても、県民割や隣県からの誘客を切れ目なく行う必要があると思ひます。ぜひ、大きなダメージを受けた県内旅行業の1月の閑散期を乗り越え、来年度の本県の観光振興につながるよう、対策の検討をよろしくお願ひいたします。

続いて、農業問題について質問させていただきます。

世界各国で新型コロナウイルスが蔓延する中、農畜産物の物流や生産活動への影響により、一部の国においては、自国の食料確保のために輸出をストップする動きがあります。このような状況を踏まえると、食料を輸入に依存する体質から早急に脱却し、食料安全保障の確保に向け、改めて国民総ぐるみで地産地消の取組を強化する必要があると、再認識しました。

日本の食料自給率は約38%、年々減少傾向にあります。先進国の中では最も低いレベルで

す。そのような中、宮崎県の令和元年度食料自給率は、概算値であります。カロリーベースで60%、全国第17位、生産額ベースで284%、全国1位であり、本県は全国有数の食料供給基地として、今後も、新型コロナウイルスをはじめとする想定を超えた事象に備え、さらなる自給率の向上に取り組んでいく必要があると考えております。

そのため、家畜飼料や麦、大豆等の穀物の生産拡大を進めることはもちろんですが、国民による国産国消、県民による県産県消等の取組も促進していくことが重要であると考えております。私も地域の仲間とともに、消費者や子供たちへの、食と農についての理解の促進に取り組んでいるところであります。

また、ヨーロッパでは、生産から消費までの一連の流れを小学校で教育しており、自国のものを大事にしよう、積極的に買おうという意識が、大人から子供たちまでしっかり根づいていると聞いています。

このような取組は、地味ではありますが、非常に重要であることから、本県においても、現在及び将来の消費者に確実に伝えなければならないことだと考えております。

そこで、本県の食料自給率向上に向けた食と農に対する県民の理解醸成の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 御指摘のとおり、全国有数の食料供給基地として、生産基盤の強化に加え、食や農に関する県民の理解醸成を図っていくことは、大変重要であると認識しております。

このため県では、食育ティーチャー等による「味覚の授業」の開催により、延べ約7,000人の小学生に、食や農の重要性を伝え、理解を深め

る取組等を進めております。

また、農政水産部ホームページ「ひなたMAFiN」を活用し、食や農に関する情報発信を積極的に行いますとともに、農産物の一つ一つにまつわる生産者の思いや努力、喜びや苦労などを物語として、消費者に分かりやすく伝えるためのオリジナル動画の作成に取り組んでおります。

県としましては、引き続き、関係機関・団体や生産者とともに、県産県消や地産地消など食料自給率向上に資する取組を進めてまいります。

○日高陽一議員 オリジナルの動画を楽しみにしております。

続いて、畜産農家の堆肥処理についてお伺いいたします。

全国和牛能力共進会も、来年に迫ってまいりました。各畜産農家の方々も、4大会連続日本一に向けて熱が入ってきていると思います。

その畜産農家を目指す未来の金の卵たちから、あることを理由に就農に踏み切れないという話を聞きました。牛ふん堆肥の処理がうまくいくか心配だということです。

土壌分析をせずに長い間堆肥を入れてきた畑はカリ過剰になっており、土壌分析の結果次第では、堆肥を入れない農家もいるとのことでした。

新たな就農希望者がいても、堆肥処理がネックになり就農を諦める若者がいると聞いていますが、本県における牛ふん処理・堆肥処理の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 牛ふんの処理は、良質の堆肥生産と耕畜連携による農地還元を基本としておりますが、還元する農地の不足

等により、経営の規模拡大が難しいとの声も伺っております。

このため、県としましては、民間コンサルタントを活用した県内外への広域流通や、ホームセンターでの販売など、農業外利用にも積極的に取り組んでおります。

また、昨年度から、国の試験研究機関と連携して燃焼試験を行うなど、脱炭素社会の実現という新たな視点に立った家畜排せつ物のバイオマスエネルギー活用について検討を進めております。

今後とも、市町村等と連携しながら、生産基盤の強化と併せて、家畜排せつ物の適正な処理と利活用にしっかりと取り組んでまいります。

○日高陽一議員 県では、県外への流通やホームセンターでの販売促進、さらには新たなエネルギー源として研究に取り組んでいるとありました。その成果に大いに期待したいと思えます。

畜産の輸出は、今、順調に伸びています。世界の人口も増加し、これからますます需要は拡大すると思えます。ほかにも、宮崎では施設野菜も多く栽培されています。

本県農産物の輸出拡大に向けて、県はどのように対策に取り組んでいくのか、農政水産部長に考えをお伺いします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 本県農産物の輸出額は、カンショ、茶、花卉を中心に年々増加し、令和2年度は7億6,000万円となっております。

中でも近年、伸び率の高いキンカンは、香港、台湾等の中華圏において「富をもたらす木」と認知されていることに着目し、縁起のよさを強調したパッケージの採用や、購買意欲が高まる春節に合わせた販売強化、また、輸出先

国の厳しい残留農薬基準に対応した防除を行うなど、戦略的な取組の結果、昨年度の輸出額は、取組前の平成29年度と比べ、約10倍の1,700万円に伸びております。

県としましては、本県農産物の強みを生かしながら、輸出先国のニーズや規制等に対応した産地づくりを支援し、さらなる輸出拡大に努めてまいります。

○日高陽一議員 せっかく高いハードルを越えたわけですから、もっともっと伸ばしていただきたいと思えます。

続いて、お米について質問いたします。

米農家が大変苦しんでいます。午前中、横田議員もお話をされていましたが、これから新たな時代の農業をするにも、後継者をつくるにも、田んぼの集約や効率的な基盤整備を行うべきだと思います。

茨城県では基盤整備を行い、1台の田植機と1台のコンバインで160ヘクタールの面積でお米を栽培している農場もあるそうです。

そして、お米農家が生き残るためのお米の価格は、平成26年の最低価格から、なかなか上がってきません。

基本はお米の消費が大事だと思います。米の需要が減少していますが、県におけるお米の消費拡大の取組状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（牛谷良夫君） 米の消費量は、昭和37年度に国民1人当たり年間118キログラムでありましたが、食の多様化や外部化により、令和2年度では51キログラムと、ピーク時の43%にまで減少しております。

このため県では、関係機関・団体で構成する宮崎県米消費拡大推進協議会を中心に、県内飲食店と連携したオリジナルメニューの提供や、

アイデアおにぎりコンテストの開催、小学5年生を対象にした副読本の配付など、ごはん食のPRに努めているところであります。

今後とも、農業生産、農村文化の基礎である稲作の維持や、栄養バランスのよいごはん食に対する県民の理解促進に向け、関係機関一体となって米の消費拡大に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 今、炭水化物ダイエットなど、お米を食べないスタイルが増えてきています。しかし、逆にお米を食べてダイエットするという形も今あるそうです。

中学生もお米を部活前に食べることによってパフォーマンスが上がるという話も伺っています。成長期の大切な時期に、ガソリンが空っぽな状態で部活をするのと、おにぎりを入れて、エネルギーを入れてから部活をするのでは、大きく成長にも関わってくると言われています。

2027年の宮崎国スポでの天皇杯、皇后杯獲得と、県内の子供たちの運動のパフォーマンスを底上げするためにも、ぜひ部活前のおにぎり作戦を実行していただきたいと思えます。

次に、県土整備行政について質問いたします。

切迫する南海トラフ地震や、近年、頻発化・激甚化する自然災害から県民の命と暮らしを守ることは大変重要です。このような中、令和2年度、事業期間が5か年、予算規模約15兆円の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定されました。

この予算の初年度分は、昨年度補正予算として配分されましたが、必要な対策を迅速かつ着実に進めることが、県民の安全・安心を早期に確保するため、大変重要であると考えます。

また今後、国会では、令和3年度補正予算や令和4年度当初予算が審議されることとなりま

す。これらの予算を確実に確保することが大変重要と考えます。

そこで、防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策の着実な推進、今後の補正予算及び来年度当初予算の確保に向けた取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長(西田員敏君) 自然災害の発生リスクが高い本県において、県土の強靱化に向けた取組は、喫緊の課題であります。

このため、令和2年度補正予算においては、5か年加速化対策の初年度分として約231億円を確保し、早期執行に取り組んだ結果、上半期の予算執行率は、目標を超える90.2%に達し、今後の予算に対応できる体制を整えたところであります。

また、県土強靱化を計画的に進めるため、知事を先頭に、あらゆる機会を通じて、国に要望活動を行っており、概算要求前の5月や7月、さらには予算編成前の10月にも、これまでの取組の成果を示しながら、予算の確保を強く要望したところであります。

引き続き、県議会の皆様をはじめ、市町村や関係団体と連携しながら、県土のさらなる強靱化に向けて、全力で取り組んでまいります。

○日高陽一議員 県民の安全・安心を確保するため、先ほど県土整備部長の答弁にもありましたとおり、補正予算を上半期までに90%以上執行するなど、発注に携わられた方々の御尽力に感謝いたします。県土の強靱化がより一層加速することを期待いたします。

ただ同時に、これだけ工事が県内に出回ると、受注がスムーズに行われているのかが心配です。

そこで、公共事業に関わる環境森林部、農政水産部、県土整備部、いわゆる公共三部の入札

において、事業規模の大きい県土整備部長に、現在の公共工事における不調不落の発生状況とその対策についてお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 不調不落発生状況につきましては、公共三部発注工事の10月末時点において142件発生しており、昨年と比べ件数で45件、発生率で3.8ポイント増加している状況であります。

その発生要因としましては、配置技術者や作業員などの減少や、山間部など採算性の低い工事における施工条件の厳しさが背景にあると考えております。

このため、ゼロ県債や余裕期間制度を活用し、発注時期の平準化を図りますとともに、配置技術者の専任要件緩和などに取り組んできたところであります。

また、今年度からは、設計段階から施工者の意見を反映する三者検討会を制度化し、現場状況に応じた設計・積算を行う仕組みを導入したところであります。

今後とも、建設関係団体との意見交換などを通じて地域の実情を把握し、公共工事の円滑な執行に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 答弁にもありましたように、担い手の減少が心配されるころではありますが、建設産業の魅力を増すためにも、さらなる給与水準の引上げが重要であります。実際に支払われる給与の引上げについては、各企業の経営判断にもよりますが、設計労務単価を引き上げることが一番効果的だと考えます。

そこで、若手入職者を増やす観点から、さらなる設計労務単価の引上げが必要と考えますが、県の見解を県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 建設産業の担

い手となる若手入職者を確保するためには、賃金水準の上昇を含む処遇改善が大変重要であると考えております。

設計労務単価は、毎年、公共事業従事者に支払われる賃金の実態調査に基づき設定しております。今年度まで9年連続で引き上げたところでもあります。

県としましては、設計労務単価の上昇を若年労働者の賃金引上げにつなげるため、受注者に対し、適切な賃金水準を確保するよう文書で要請しております。

また、従事者の処遇改善として、建設工事における週休2日を推進するため、休日の取得状況に応じた労務費の割増しも行っているところであります。若手入職者を含めた建設産業の担い手確保は重要な課題でありますことから、今後とも積極的に取り組んでまいります。

○日高陽一議員 頻発化・激甚化する自然災害から県民の命と暮らしを守るためにも、建設業の担い手の確保は大変重要ですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

先日、宮崎市住吉地区で、地元の地域の方々や中学生と意見交換をする場に参加してまいりました。その中で、通学路が大変危険だという多くの意見を伺いました。

小学校2校、中学校3校、高校3校、専門学校、幼稚園、保育園を入れると、20以上の学校などが点在する地域で、朝のラッシュ時間に渋滞する国道10号を避けて地区内の通学路を急ぐ車が走るのは、大変危険な状態です。

この渋滞解消などを目的に、昨年3月に国から、現在の国道の西側に、バイパスとして国道10号住吉道路を整備する計画案が示されたところです。

地域住民は、1日でも早いバイパス事業の着

工を願っていますが、この事業化に先立ち、都市計画決定の手続が必要だと聞いております。

そこで、国道10号住吉道路について、都市計画決定手続の進捗状況と今後の見通しを、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（西田員敏君） 国道10号住吉道路は、宮崎市北部地域と中心市街地を結ぶ都市の骨格的な道路網の一部を形成し、慢性的な渋滞の解消や地域振興などを図る重要な施設となることから、都市計画決定を行うこととしております。

現在、その手続を進めておりまして、本年6月には道路計画案について、また10月には、条例に基づき都市計画決定の手続と並行して行う環境影響評価について、それぞれ住民説明会を開催したところであります。

今後は、来年度中の都市計画決定を目指し、環境影響評価の取りまとめを行い、県の都市計画審議会を経た上で、国土交通大臣の同意を得るなど、一連の手続を進める予定としております。

県としましては、迅速かつ円滑に手続が進むよう、しっかりと取り組んでまいります。

○日高陽一議員 どうぞよろしくお伺いいたします。

次に、災害時の医療体制についてお伺いいたします。

国土強靱化で様々な対策が取られていますが、国もN-e-tの整備などを進めていただいております。

南海トラフ地震で、宮崎県では1万5,000人が亡くなると言われています。阪神・淡路大震災6,434人の倍以上の死者数、未曾有の大震災と言われた東日本大震災1万8,428人に迫る死者数であります。

今までの経験を踏まえて、様々な準備を整えておく必要があると思いますが、DMAT撤収以降は、被災地内の医療ニーズを把握し、歯科医師、薬剤師等の各専門職と連携した救護所での医療救護活動が必要と思いますが、県としてどのような取組を行っているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 災害発生時には、DMATとともに災害医療コーディネーターが被災地に派遣され、避難所等での保健医療に係る多様なニーズや、医療機関の被災状況等を把握するとともに、DMAT撤収後には、歯科医師、薬剤師、看護師など専門職チームの派遣調整など、中長期的な対応を行っていただくこととなります。

県では、平成26年に設置しました災害医療コーディネーターに現在34名の医師を委嘱しており、平成27年度から毎年度、歯科医師、薬剤師、理学療法士、保健師なども参加した災害医療コーディネート研修会を開催しております。

災害時に各専門職が連携し、適切に対応できるよう、各専門職の対応力向上と顔の見える関係づくりは大変重要でありますので、今後とも多職種での研修会や意見交換など、関係者との連携強化に努めてまいります。

○日高陽一議員 急性期以降の連携強化によって、助かる命も増えると思いますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

来年2月に、DMAT、JMAT、宮崎県看護協会、そして薬剤師協会など、様々な方々が集まったの災害研修会が開かれると聞いております。実りある災害医療コーディネート研修会となるように、県のほうもサポートしていただきたいと思います。よろしくお伺いいたします。

冒頭、うし年は我慢の年という話をいたしました。今年は、飲食店をはじめ、様々な業種の方々が我慢を強いられた年になったと思います。

現在、42日間、新規感染者ゼロです。警戒レベルもゼロの状態であります。先日、飲食店に行ったら、「県の職員の人たちは、お願いばかり来るけど、飲みには全然来てくれんとよね」という話がありました。しかし、街を歩いていると、県の職員の方がたくさんいるんですね。だけど、よく見てみると、県のバッチをつけていらっしやらないんです。できたら皆さんも、我々は県の職員だぞということで、バッチを外さずに飲食店に行っていただきたいと。そしてまた、経済の活性化に寄与しているんだということアピールしていただきたいとお願い申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

○中野一則議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時44分散会

